

## 第10回総務文教常任委員会会議録

1 開会日時 平成27年9月15日（火）午前10時0分

2 閉会日時 平成27年9月15日（火）午後2時42分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

1 番 佐々木雄司君      2 番 光成 良充君      9 番 松田 勲君  
10 番 北川 勝義君      14 番 下山 哲司君      16 番 実盛 祥五君  
17 番 金谷 文則君

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	内田 慶史君
教 育 長	杉山 高志君	総合政策部長	原田 昌樹君
総合政策部参与	小寺 康生君	総合政策部参与兼 秘書企画課長	徳光 哲也君
総 務 部 長	馬場 広行君	財 務 部 長	近藤 常彦君
教 育 次 長	奥田 智明君	赤坂支所長兼 市民生活課長	正好 尚昭君
熊山支所長兼 市民生活部参与	田中 富夫君	吉井支所長兼 市民生活課長	荒島 正弘君
消防本部消防長	木庭 正宏君	消防本部消防次長兼 警 防 課 長	黒沢 仁志君
総 務 課 長	入矢五和夫君	くらし安全課長	歳森 正年君
財 政 課 長	藤原 義昭君	管 財 課 長	高橋 浩一君
税 務 課 長	末本 勝則君	収納対策課長	土井 常男君
監査事務局長	元宗 昭二君	会 計 管 理 者	直原 平君
教育総務課長	藤井 和彦君	学校教育課長	石原 順子君
社会教育課長兼 スポーツ振興課長	前田 正之君	中央公民館長	土井 道夫君
中央図書館長	三宅 康栄君	中央学校給食センター 所 長	久山 勝美君
熊山支所 市民生活課長	藤原 利一君	消 防 本 部 消防総務課長	小竹森美宏君

7 事務局職員出席者

議会事務局長 富山 義昭君      主 幹 黒田 未来君

8 審査又は調査事件について

1) 議第55号 赤磐市個人情報保護条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第29号）

2) 議第56号 赤磐市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第30号）

3) 議第57号 赤磐市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第31号）

4) 議第60号 平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）

5) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） ただいまから第10回総務文教常務委員会を開催いたします。

開会に先立ち、市長のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 委員の皆様おはようございます。

本日は第10回総務文教常務委員会をお開きいただきまして、本当にありがとうございます。

何かとお忙しい時期ではありますけども、本日の常任委員会におきましては、9月定例市議会への上程させていただいております案件、そしてその他の案件として、第2次赤磐市総合計画素案でございますが、それから赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、これも素案でございます、赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これも素案でございますけども、これらについて説明をさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第55号赤磐市個人情報保護条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第29号）から議第60号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）までの4件であります。

それではまず、議第55号赤磐市個人情報保護条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第29号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） よろしく願いいたします。

それでは、委員会資料、総務部のほうの資料のほうをごらんください。それから新旧対照表のほうは1ページからでございます、あわせてごらんいただくようよろしく願いいたします。

では、議第55号赤磐市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてということで、こちらはマイナンバー制度の導入によりまして、個人番号の含まれる個人情報、これを特定個人情報と申しますけれども、これの取り扱いにつきまして国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に準じて条例改正を行うものでございます。

主な内容としましては、10条のあたりで特定個人情報の利用や提供に関する規制ということで、目的外利用の規制、それから情報提供は法定の者に限るといような内容が定められております。

次に13条でございますけれども、庁内における業務連携ということで、政令で定められている業務は、庁内での連携が可能ということになっております。

それから、15条の関係で、開示、訂正、削除、利用中止の請求に関することが定められております。法定代理人などのほか、原則としては請求者から委任を受けた者も代理人として請求ができるというように定められております。

それから、22条でございます。情報提供記録、これは、いつ誰が何を利用したかなどの履歴でございます。これの取り扱いにつきまして、情報提供記録を訂正するときは、国それから提供元、提供先への通知が必要となることが定められております。

簡単ですが、補足説明のほうは以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部からの補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） よろしければ私のほうから。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 私のほうからお尋ねを申し上げたいと思います。

文言といたしますか、書かれている内容について、少し解釈をいただきたいということでございます。

ごめんなさい、上から、主な改正内容のぼちの3個目、開示、訂正、削除、利用中止の請求に関することということで、法定代理人などのほか、原則として請求者から委任を受けた代理人も請求することができる、このように書かれてるんですが、この委任者というのは、年齢制限とか何か法的な制限というものはありますでしょうか、解釈をお願いします。

○委員長（北川勝義君） 答弁願います。

はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 特別な制限のほうはございません。通常の個人情報でしたら、特別な関係、そういうものがないと開示はできないというふうな規定がございますが、こちらについてはそういうものではなく、一般的に委任を受けた方ができるということとなっております。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） 大丈夫です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

なければ、これで議第55号を終わりたいと思います。

続いて、議第56号赤磐市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第30号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 続いて、議第56号赤磐市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてということで、新旧対照表のほうは9ページからとなっております。

こちらは、専門的知識や経験を有する者を一定期間任用する任期付職員のうち高度な技術、知識等が必要な業務を遂行する者について特定任期付職員として任用できるように、国の法律に準じまして条例の一部改正を行うものでございます。

こちらにつきましては、8月の委員会また議会の質疑のほうでも説明させていただきましたように、想定しておりますのは、任期付きの弁護士でございます。

主な改正内容につきましては、第7条第1項のほうで、給与に関する特例として、特定任期付職員の給料月額通常は通常の給料表によらず、1号給から7号給までの範囲で経験や職務内容に応じて決定すると、それから第7条の第3項には、それによることが困難な場合は給料月額に上乗せして支給することができるというふうに定めております。これは、一般的には相当高度な医師職等が想定をされております。

○委員長（北川勝義君） 高度な何。

○総務課長（入矢五和夫君） 相当高度な医師職等が想定されているというふうに聞いております。

それから、第7条の第4項では、特に顕著な業績が認められた場合、給料月額に相当する金額を手当として支給できるということで、これも一応国のほうの規定に準じて載せさせていただいております。

それから、第8条の第1項では、管理職手当、超過勤務手当、扶養手当、住居手当、夜間勤務手当は支給はいたしません。また、定期昇給等もございません。

それから、第8条の第2項では、期末手当につきましては、年間3.15カ月分を支給する、ただ勤勉手当のほうは支給はいたしません。

等々が主な内容でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 相当高度な医師職等というのは、医者に高度と高度でねえのがあるん。何かそねえに聞こえるんですけど。

○委員長（北川勝義君） 言葉がな。

○委員（下山哲司君） はい、その辺を。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 経験年数もございましょうし、大学の研究室でそういう世界的な有名な先生とかそういう方なんで、うちのほうではそういうところを使う想定はありませんが、こちらにつきましては、先ほど申しましたように、国の法律等に準じた書きぶりとさせていただきますので、載せさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（北川勝義君） 下山委員、よろしいか。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで議第56号を終わりたいと思います。

続きまして、議第57号赤磐市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第31号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから説明を願いたいと思います。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 失礼いたします。

では、議第57号赤磐市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてということで、新旧対照表のほうは13ページからになります。よろしくお願いします。

平成27年10月から公務員の共済年金、こちらのほうが厚生年金と統一されることになっております。これに伴いまして、特定警察職員等の取り扱いに関して、引用する根拠法令を地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法のほうに変更するものでございます。内容的な変更ではございません。特定警察職員等、これは赤磐市の場合、消防司令以下の消防職員が該当いたします。赤磐市では、消防長を除く消防職員が該当します。特定警察職員等の年金の支給開始年齢の段階的引き上げの開始が他の職員と比べて6年後、具体的には平成31年度の退職者からとなるという内容でございます。

補足説明のほうは以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 質疑がなければ、これで質疑を終了します。

続いて、議第60号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、これから審査

を行いたいと思います。

執行部から歳入、歳出についての補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） それでは、平成27年度一般会計補正予算（第2号）につきましての補足説明をさせていただきます。

資料のほうは、総合政策部の資料並びに予算書、それから予算説明書のほうをそれぞれごらんください。総合政策部の資料のほうで説明を行いたいと思います。

まず、歳入でございます。

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで、いわゆる地方創生先行型、この交付金といたしまして、あかいわに戻ろうプロジェクト事業として2,000万円、クラウドソーシング定着セミナー事業といたしまして1,000万円を予定をいたしております。予算書のほうは7ページ、説明書のほうは3ページのほうになります。

続きまして、寄附金でございます。ふるさと赤磐応援寄附金930万円ということでございます。これにつきましては、当初あるいは6月の補正で対応いただいておりますけれども、なお寄附のほうが予定より上回っていることから、310人分の寄附金を追加いたすものでございます。

それから、広域バスの運行事業受託収入でございます。いわゆる赤磐・和気線でございますけれども、これにつきましても6月で歳出のほうは御決定をいただいておりますけれども、和気町との負担分が決定をいたしましたことから、今回受託収入といたしまして256万2,000円を収入するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

予算書のほうは10ページ、それから説明書のほうは6ページ、7ページになります。

まず、総務費、総務管理費、6の企画費でございます。その中で企画関連事業といたしまして、先ほどの歳入にありましたふるさと赤磐応援寄附金の謝礼でございます。310人分といたしまして155万円を予定いたしております。また、システム運営に係ります手数料といたしまして800万円の歳入を、930万円の歳入のうち、システムを利用して歳入するものを800万円と想定をいたしまして、その100分の1、8万円を手数料として予定をいたしております。

それから、同じ企画関連事業の中で、地域おこし協力隊の募集経費といたしまして、新たに来年度から協力隊を募集予定ということでございまして、それにかかります事前の募集経費といたしまして、その活動にかかります職員旅費137万1,000円、それから事業用消耗品として27万円、広告料といたしまして32万4,000円を予定としております。

それから、市民バスの運行事業でございますが、これは、熊山の小野田線、豊田・熊山線、それからスクールバス兼用として運営いたしておりますバスのほうが老朽化といえますか、非

常に古くなったということから、買いかえるものでございます。役務費といたしまして3万8,000円、備品購入費といたしまして633万2,000円、重量税、公課費といたしまして1万2,000円を予定をいたしております。

続きまして、広域バスの運行事業につきましてですが、これにつきましては、歳入でもありましたとおり財源更正ということでございます。歳入を256万2,000円を予定をいたしておりますことから、財源更正をいたしております。

それから、新規事業といたしまして、あかいわに戻ろうプロジェクト事業といたしまして、賃金から負担金、補助及び交付金まで、それぞれの費目に分けて支出のほうを予定をいたしております。

それから、クラウドソーシング定着セミナー事業でございます。これは、委託料といたしまして1,000万円を予定をいたしております。内容的には、当初の認知セミナーを行う費用、それからスタート講座を行う費用、それからレベルアップサポートを行う費用ということで、3本合わせての委託料1,000万円を予定をいたしております。

債務負担行為といたしまして、赤磐の広域路線バスの赤磐・美作線の運行业務の委託料、これを28年度から30年度まで5,451万4,000円、それから市民バスの運行业務委託料としまして、小野田線、豊田・熊山線、可真・桜が丘東線、松木・下市線、それぞれを28年度から30年度まで6,600万7,000円を債務負担行為といたしております。

なお、1点落としておりまして申しわけありませんが、歳入の欄で地方創生先行型の費用、あかいわに戻ろうプロジェクト事業として2,000万円、クラウドソーシング定着セミナー事業として1,000万円を総合政策のほうとしては事業化をいたしておりますが、なお説明資料にもありますように買い物支援・見守り事業といたしまして800万円につきましても、歳入のほうは一括費目のほうでさせていただきたいというふうに思っております。

説明のほうは以上でございます。

○委員長（北川勝義君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 続いて、総務部の資料のほう2ページをごらんください。それから、補正予算書のほうは10ページでございます。

まず、住民情報システムの運営管理事業といたしまして、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度でございます。こちらのシステムの利用環境整備に伴うセキュリティーの強化のためにファイアウォールを導入するための費用、こちらのほうが予算書で申しますと、2款の総務費、1項総務管理費、8目電子計算費、13節委託料のシステム保守等委託料として330万5,000円を計上させていただいております。ファイアウォール導入ということで、こちらのほうは国からの指導もございましたが、補助金のほうはないというふうに聞いております。それから、もう一つが個人番号の通知カード、それから個人番号カードの交付関連業務、こちらのほうを地方公共団体情報システム機構というところに委任して行うための費用でございます。



歳出のほうは19節の負担金、補助及び交付金で通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金ということで1,552万2,000円を計上させていただいております。こちらのほうにつきましては、全額国庫補助金ということで全額の歳入のほうを予定をさせていただいております。

総務課からは以上でございます。

○くらし安全課長（歳森正年君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○くらし安全課長（歳森正年君） 総務部資料の2ページから3ページ、それから予算書のほうでは8と13ページ、説明書のほうは3と11ページになります。

今回の補正は、避難所設置促進事業費補助金を活用しまして、福祉避難所の設置促進を図るため、避難所の設置に必要となる災害時要援護者の避難生活に要する物資等の確保を図るため、補正予算を計上をさせていただいております。

まず、歳出のほうですが、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、11節需用費の消耗品費12万9,000円、これにつきましては介護用防災食と布団のセットを購入予定です。同じく18節の備品購入費につきましては87万2,000円、これはポータブルトイレ、防災ロール畳、間仕切りなどの物品で、歳出合計は100万1,000円となります。

次に、歳入ですが、15款県支出金、2項県補助金、9目消防費県補助金、1節消防費補助金の避難所設置促進事業費補助金として50万円、この補助金は上記の歳出の対象事業費経費の2分の1となりますので、50万円を計上いたしております。

それから、総務部資料の次のページになりますけども、今回そろえる物資の予定の一覧をつけさせていただいております。

それから、その次の5ページと6ページにつきましては、この補助金でこれまで購入いたしました物資の年度ごとの一覧と施設ごとに分けた一覧をつけております。

最後のページにつきましては、現時点の市の備蓄一覧となります。

説明のほうは以上でございます。

○財政課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○財政課長（藤原義昭君） 財務部の資料をごらんになっていただきたいと思います。

一般会計補正予算第2号につきまして、債務負担行為補正の追加です。

平成28年度決算から新基準での財務処理のバランスシートの作成をする必要が生じたことによりまして、基礎となる固定資産台帳を整備する事業に、平成27年度から平成28年度までの債務負担行為で限度額1,772万3,000円を追加させていただくものです。

資料をはぐっていただき、1ページとなります。

固定資産台帳整備事業については、項目2、事業の内容では、各課が保有する固定資産の情報を集約し、総務省が今後示される統一的な基準に基づき、取得原価の調査、簿価の算定を行

うこととなります。また、電子データなどの管理を行うためにデータを作成いたします。

対象資産は項目3のとおり、土地や建物などです。固定資産台帳を整備することにより、公会計は、地方公共団体の比較可能性が一層向上することになります。

また、資産の一元化管理が可能となり、将来の施設更新に必要な額の推定や施設別のセグメント分析も可能になるなど、公共施設のマネジメントにおいても有効になると考えております。

次に、表紙に戻っていただきまして、歳入につきましては、地方特例交付金と地方交付税を増額、臨時財政対策債と財政調整基金繰入金は減額するものです。

歳出につきましては、災害復旧費に予備費を充てさせていただいたことや、財源調整により増額するものです。

以上、一般会計補正予算第2号の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○教育総務課長（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 教育総務課藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） それでは、教育委員会の補正予算を説明させていただきます。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。

下から2行のスクールバス運行業務委託料につきまして、スクールバスの運行業務委託の契約期間が平成28年3月末で完了する路線につきまして、平成28年4月から契約更新するために、バス、運転手の確保など準備期間が必要となることから、債務負担行為として追加補正をお願いするものでございます。

まず、赤坂地域は、赤坂中学校、笹岡小学校の遠距離通学者が対象で、現在業者の持ち込み車両によりまして運行しております。更新後も同様の方式で運行し、期間については平成28年度から平成32年度までとし、限度額は5年間の予算額の上限でございますが、4,181万4,000円を上限額として設定させていただくものでございます。

次に、熊山地域、吉井地域でございますが、まず熊山地域は、豊田小学校、磐梨小学校の遠距離通学者が対象で、現在車両対応方式によりまして、市民バスの車両と兼用で運行しております。吉井地域は、城南小学校、仁美小学校、吉井中学校の遠距離通学者が対象で、現在車両対応方式により運行を委託しております。いずれも更新後も同様の方式で運行しまして、期間については平成28年度から平成30年度までといたしまして、熊山地域と吉井地域を合わせた限度額4,599万3,000円、これを3年間の予算額の上限として設定させていただくものでございます。内訳といたしまして、熊山地域が1,086万4,000円、吉井地域が3,512万9,000円でございます。

続いて、予算書 8 ページ、予算説明資料のほうは 2 ページ、3 ページをお願いいたします。  
歳入補正でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目教育費国庫補助金 80 万円の減額につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の減額でございまして、従来市町村が実施する公立幼稚園の保育料の減免に対しまして、国庫補助金が交付されておりましたが、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度によりまして、一般財源化されて廃止されることになりました。当初予算編成時には不明確であったため、国庫補助金 80 万円を計上しておりましたが、このたび国から正式に通知がありましたので、減額補正をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

予算書 13 ページ、予算説明資料は 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の 86 万 5,000 円の補正につきましては、平成 28 年 4 月からの産官学連携協力事業の拡大に対応するため、実施希望校、小学校 10 校の LAN 環境を整備するための経費を追加補正するものでございます。タブレット端末に教材ソフトを無線 LAN で更新するために必要な回線や機器を 3 月末までに整備するものでございまして、まず 14 節のインターネット接続料 5 万 6,000 円は、小学校 10 校分の NTT 光回線の使用料並びにプロバイダー料金でございます。15 節の学校 LAN 回線工事 20 万 4,000 円は、小学校 10 校分の NTT 光回線引き込み工事料でございます。18 節の校用備品 60 万 5,000 円は、小学校 10 校分の一般的にアクセスポイントと呼ばれております無線の電波中継器を購入するものでございます。

教育総務課は以上です。

○学校教育課長（石原順子君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） 続いて、学校教育課の補正についてお願いいたします。

予算書 8 ページ、説明書 2 ページ、3 ページ、また総務文教常任委員会資料の 2 ページで説明をいたします。

まず、学力向上市町村プロジェクト事業について説明をいたします。

これは、15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金です。

学力向上事業について県実施の学力向上市町村プロジェクト事業補助金交付が決定しましたので、歳入について補正予算を計上しております。これは当初予算の折には、まだ確定していません。

補助金対象となる事業は、当初予算で計上しておりました学力向上に向けた研修会の講師謝金、大学生ボランティアの交通費、小学校 3 年生から 5 年生、中学校 2 年生に対する学力調査の手数料で、計 196 万 6,000 円に対して、2 分の 1 補助の 98 万 3,000 円を計上しております。

続いて、②明るい学校づくり支援事業補助金です。

これも15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金のところにあります。

児童・生徒の心理検査については、小学校5年生、中学校1年生において、当初予算で計上していましたが、県事業である明るい学校づくり支援事業の補助金交付が決定しましたので、歳入について補正予算をお願いしております。計上した額は36万5,000円です。これは当初予算75万7,000円に対しての2分の1補助となっております。

以上です。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 消防本部に係ります補正予算について説明させていただきます。

消防本部の資料をおはぐりください。それから、予算書9ページ、説明資料は4ページ、5ページになります。

まず、歳入です。

20款諸収入、4項受託事業収入、1目受託収入、1節受託収入、山陽高速自動車道救急受託事業収入につきましては、高速自動車国道におけます救急業務に関する支弁金額が決定したことによります補正になります。平成27年度当初予算額として578万1,000円を計上していましたが、決定額が596万5,000円で18万4,000円の増額となります。

次に、同じく20款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入、消防団員安全装備品整備等助成金につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金が行います消防団員安全装備品整備等助成事業で30万円の助成が決定したことによります補正になります。

続きまして、歳出です。

予算書13ページ、説明資料10ページ、11ページになります。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、18節備品購入費、事業用備品、これの31万4,000円につきましては、消防団員安全装備品整備等助成事業として、簡易無線機一式を3セット整備するものです。

消防総務課は以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さんにこれから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） まとめて。

○委員長（北川勝義君） まとめてでええでしょう。

○委員（松田 勲君） 済みません。マイナンバー制度の件でございますが、システムを今回導入するというので、いよいよ10月から始まります。住民の方が結構いろいろ心配をされて

るんです。

まず、1点聞きたいのは、通知カードなんですが、どういった形の通知カードにされるのか。というのは、個人カードも1月に発行されると思うんですけど、個人カードはきちっとした多分プラスチック製のICチップカードがついてるやつだと思うんですが、通知カードは番号だけなんで、どういった形で行くのかということをお聞きしたいんです。というのは、個人カードは、一応基本的には任意だと思うんです。通知カードは、基本的には全部送るんですけど、その通知カードだけずっと持って、個人カードをつくらない方もおられるんじゃないかなと思うんです。そういった意味で、なくさないような工夫も要ると思うし、ただの紙だけだったら、捨ててしまうような気もしますんで、どういった形で送られるのか教えていただきたい。

それと、あと個人カードの写真とかは、基本的には自分で撮ったのを送らにゃいけないのでしょうか。一応説明を見たら、送るようにはなっとんですけど、本庁とか各支所に行って、提出することも可能なかどうか、その辺も教えていただきたいと思います。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 松田委員さんの御質問にお答えします。

通知カードの形状、材質とかそういう御質問だと思います。

私も実際にそれを見てはいないんですけども、先ほど言われてましたように、なくしたら当然いけないもので、今後携帯するようなことが必要になってくるようなものだと思います。なので、実際のものを見てないんで、申しわけないんですけど、そんなにちゃちいとかひ弱なものではないというふうには思っております。プラスチックか紙かそこらあたりが現在把握できていないので、申しわけございません。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） もう10月すぐですよ、準備はできとんじゃねんですか。通知がもうされる時期には来てるはずなのに、まだ見たこともないというのは遅過ぎるんじゃないかという気がするんですけど、どんなんですか、それは。

○委員長（北川勝義君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 申しわけございません。こちらのほうがJ-LISという先ほど申しました機構のほうから直送されるものでございます。なので、市町村のほうに届いているものではございませんので、済みません、申しわけございません。

それと、写真につきましては、国のほうも今申しておるとおり、どんな写真でもいいというふうなことでございます。ただ、今回の通知カードの中に申請書がございまして、そちらにはどういうものを撮ってくれと、眼鏡がどうか、髪の毛で隠れていたらどうか、そのあたりはちゃんと記載があると思うんで、それに従ったものを直接郵送をしていただくような申請書

が同封されているものに記載していただいて、写真をつけてそちらに返送をいただくということになっております。市町村で受け取ることは、今のところ想定はしておりません。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 松田委員、よろしいか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 聞けば何か不安になるんですけど、写真なんかを個人で出してたら、結構ばらばらだと思えます。一つの証明写真でもありますし、例えば今回して、ずっと持っておくわけですけど、その写真がずっと使われるということになるんですか、それとも途中で例えば何年かごとに車の免許の更新みたいに変えるんですか。僕は、正直言って車の免許の写真みたいに、撮ってくださって入れてくれりゃあ一番わかりやすいし、間違いがないようなと思うんですけど、いろんなサイズもあるだろうし、そんな中でそういったことが可能なのかどうかというのが正直不安なんです。よくいろんな方に聞いたら不安になるんですよ、そういった写真はどうするんとかと行ってよう聞かれるんで。それは、何か自分で撮って送るみたいなんだけど、そんなはややこしいなとかという言われるんです。そのいろんな写真を送って書いて出したら、カードの発行は今回は無料なんですよね、次回から500円かなんかお金が要るんですよ。その辺の確認もしたいのと、あとさっきの説明の中にファイアウォールを入れるということでありまして、なんか国の補助がないとか言われてるんですけど、一番セキュリティが結構心配なんです。皆さん話をしてたら、そのカードの中にデータが全部入ってるんじゃないかという不安に駆られるんです。だから、そのカードをなくしたら大変なことになるとかといって、じゃあないんですよ。だから、市役所のハードの中に全部入っておって、そのカードが番号とか名前だけの最低の情報だけ入っておって、それを通したら、そこから引っ張り出して出るということなんですよ。そういったことも多分そうだと思うんですけど、それをわかってらっしゃらなくて、すごい不安に駆られてるんです。そういったことも通知をする際にきちっとわかるようにしてやらないと、すごい女性の方は特に心配されてるんです、個人情報漏れるんじゃないかと。そのカードを今後例えばコンビニで使うこともできるようなことをいろいろ話が出て、ICチップがついてるんで広がりがあると思うんですけど、その中に全部情報は入ってるって勘違いされてることもあるんで、そういったこともわかりやすく、イラストを含めて説明をつけ加える必要があるんじゃないかなと。じゃないと、かなり不安がられてる方が私の知る限りでは多いような気がするんです。そういった工夫も、国が出されたからというて、ただそのままぽんと、さっきの話だと、多分カードもそのまま送られて、それをぽんと出すような話みたいなんですけど、そういうのに合わせて配慮してやらないといけないと思います。

ファイアウォールもそうだし、問題は、扱うほうの職員の、最後は人だと思います。どんなファイアウォールをしようが、セキュリティをしようが、人だと思うんですが、そういった

ことは具体的にどういうふうにしていくというマニュアルをつくられてるんでしょうか、その辺も含めてお願いします。

○委員長（北川勝義君） 課長、関連じゃけど、出さなんだらどうなるんじゃないろうか。顔写真をつけて、それはできんけんとか年寄りが出さなんだというたらどうなるん。今面倒なけんというて、免許証みたいなのだったらええんじゃないけど、自主性じゃろう、免許証は。これはもう半強制じゃろう。

○委員（松田 勲君） カードは任意。

○委員長（北川勝義君） 任意かな。出さん者はええということか。

○委員（松田 勲君） 番号だけ。

○委員長（北川勝義君） ああ、番号だけな。

○委員（松田 勲君） 番号だけは10月に来るから。カードは1月に希望した、任意。

○委員（下山哲司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 今話を聞きようたら、お粗末なというんか、情けねえというんか、担当の職員が説明ができるような資料ぐらい国からもろうて、こういう分ですというて見本ぐらいがあつて、そういう説明がきちつとできなんだら担当とは言えんと思うんじゃないけど。国がしようることじゃけ、僕は内容的にはわからんのじゃあ担当職員として、市長、おかしいんじゃないん。そんぐらいのことはきちつと説明ができる、こういうもんですというて見本があるぐらいのが担当職員の仕事じゃねんか。どう思われるか市長に聞いてえ。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） このマイナンバーの制度について、今委員長が持たれている資料がございまして、これをもしよろしければ一度お渡ししてるかもしれませんが、再度お渡しして、説明をし直してもいいと思うんですけども、よろしいでしょうか。もうよろしいですか。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 松田君、よろしい、言うても。

僕が言よんのはそうじゃなしに、もらうのはみんな同じようにもらえとんじゃからええんですけど、それを担当職員さんが説明ができるだけの資料を、きちつとしらん国のほうがおかしいんじゃないんかというて言よん。また、市の担当として、誰に聞かれても説明がきちつとできるぐらいでなかったら、担当とは言えんのじゃないんではないかというて言よんじゃ、僕は。

○委員長（北川勝義君） はい、わかりました。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 市長、ちょっと待って。

55分まで休憩としますんで、そのときに担当と市長の考えとをきちっとして、それからこれも一応もろうとんですけど、できりゃあ配ってください。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

市長。

○市長（友實武則君） 先ほどは不十分な説明になってしまいまして、申しわけございません。

今お手元に資料をお配りして、その資料をもとに再度説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 大変失礼いたしました。

御質問のほうをお答えいたします。

まず、通知カードの形状でございます。こちらは厚紙、紙製ということで確認させていただきました。

それから、写真でございます。写真につきましては、ある程度の大人の方でしたら10年、それから未成年の方は5年間が有効期間になります。若い方は顔のほうも変わりやすいということで、そういうふうになっております。

それから、セキュリティーの関係でございます。さっきあったファイアウォールのお話とかもありましたけれども、システムのほうを物理的に遮断をして単独で運用していくということで、セキュリティーの保護のほうを考えておりますが、当然言われましたように、使うのは職員でございますので、そちらのほうも徹底を図っていきます。国からもそういう指導はいただいております、そういう手引きのようなものも来ております。使用の留意点等の情報は各職員全員で共有して、個人情報の保護のほうに努めたいと思っております。

それから、委員長が言われました、出さなかったらいいのかということにつきましては、通知カードのほうは必ず全員の方に送付されます。そちらで希望の方が申請書を出して、個人番号カードを入手するという手続になりますので、その個人番号カードのほうはプラスチック製というかがちとした身分証明書のかわりにもなるようなものでございます。

それから、チップの中に情報がいっぱい入って、流出するのではないかと懸念があるということがあるというお話がありました。そちらのほうにつきましては、委員が言われましたとおり、中には住所とか氏名、性別等簡単な基本の情報だけ入っております、暗号化されたものでやりとりをすると、カード自体に大量のデータが記録されているものではないということとは確認しております。よろしくお願いいたします。



○委員長（北川勝義君） 松田委員、よろしいか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） ありがとうございます。

ただ、今の入矢課長の聞いた時点で、そういった今みたいに最初から話していただければまだいいんですけど、そういう状態でしょう。だから、市民の方はもっと不安になってるんです。だからこそ、通知カードを送るときに、あわせて国がしてないんだったら、市が独自に通知カードとか個人カードをつくっても、このデータの中には、まあ通知カードにはないですけど、そういったこれ以外の情報は入ってませんというふうにきちっと説明をするような形にしないと、不安をあおるだけじゃないかなと思うんです。基本的には個人カードをつくっていただく方向に行かないとはいけないと思うんです。だから、個人カードの必要性は、ここにも書いてますけど、きちっとそういったことも国の資料に書いてあるならいいんですけど、そういったことも説明をいろんな方が見てわかりやすいようにしてあげないと、そんなん面倒くせえ、やめとくぐらいになってしまったらいけんのんじゃないかと。結局免許証を持ってなくても、この個人カードで身分証明になるわけでしょう、今までは免許証を出しなさいとか保険証を出しなさいとかというのがありますが、顔写真がついてたら、それが免許証と同じような効力を持つわけですよ。だから、そういった意味ではすごいメリットがあると思うんで、そういったことも含めて、きちっと説明をしてあげないといけないと思うんですけど。

あとこれは、全住民に配られるわけですか、このマイナンバー制度も含めて、全部配るんですか、それかもっと簡単なやつか何か送られるんかどうかお聞きしたいんですけど。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） パンフレットのほうは、全住民の方に配ることは想定しておりませんが、広報等には詳しく載せて、周知のほうはさせていただいております。

それから、送付の際に内容を説明というふうに言われたんですけど、送付はJ-LIS、機構のほうから直送されるということで、そのタイミングで入れることはできませんが、そちらのほうにも当然内容的な部分は書いてあると思うんですが、市としても広報、ホームページ、チラシ等でできる範囲で広報をさせていただきたいと思っております。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 僕は、これが全員に配られるんかと思ったら、違うんですね、じゃあ。それだったらわからんのじゃない。ホームページとかいろいろ言われるけど、ネット関係を言われるけど、我々はいいいけど、使われない方のほうが多いわけですから、高齢者の方とかそういった方にどうやって周知するか。今僕が話をしてる方は、結構高齢者の方が多いんです。そういった疑問を持たれる方が多いんで、そういった方にわかりやすいような、これはまだわかりやすいですけど、そういったわかりやすいようなものを、ホームページを見ろとか広報を見てくれとかと言ったって、広報に小さい字で書かれとったって見るわけないじゃないで

すか。そういったことの配慮をしていかないといけん。だから、直接総務省のほうから送られるとはいっても、そりゃあどうなんですか。何か市としてもっと住民に不安を与えないものを考えていかにゃいけんのじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） ありがとうございます。

今言われましたように、もっと知られない方もまだおられると思います。しっかり広報ができるように、方策を考えていきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） ちょっと。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） もう一点確認をしたいんですけど、今印鑑登録の証明カードとかありますよね。これがこのICカードをつくったら、もう要らないんですね。この個人カードでそういうことも出せるようになるんでしょうか、その辺も含めて。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 住基カードのほうは、こちらのカードにかわっていきます。ただ、よく使われとる市民カードのほうは、当面そちらのほうで、磁気の関係でございますし、下の自動交付機とは磁気専用でございますので。

○委員長（北川勝義君） 書いとるが、印鑑登録証は使えると書いとるが。

○総務課長（入矢五和夫君） 今後は今話題になっておりますコンビニ交付等も検討させていただきたい、そっちのほうの検討も進めていきたいと思って……。

○委員長（北川勝義君） 違うよ。あのなあ、今松田委員が言よんのは、僕らも見てねえ、僕は初めて読みようかもしれないけど、7ページにも書いとる、図書館カードや印鑑登録証など、地方公共団体等が条例で定めるサービスに利用できますというんじゃから、できるんじゃろう。印鑑証明は今登録カードを持っていくのが、今度はこれを持っていきやあできるんじゃろう、そう書いとるわな。うそか、このマイナンバーというのは、7ページのところ。できるようにせにゃあおえんじゃろ、条例改正。それで、今言よんのは、我々がなかなか知り得てねえというて、わかってねえというて不安があるということじゃから、市民はもっと不安があるって。インターネットへしとりますって、そんな不親切なことがどこにあるうで。インターネットがねえ人もおるが。そうじゃのうて、今度は広報の中でも、今字が細けりゃ、もうちょっと折り込みを入れて大きゅう書いて、わかりやすう、マイナンバーは個人番号が来るんですよと、不安にされよんじゃと、厚紙で来るんじゃと。それで、次にカードが要る人は、写真を撮って持って行って手続に従うてやってくださいと。そしたら、印鑑証明書ができますからとメリットを書いてあげてやりやあええんじゃねんか、そのくれえ親切にせにゃあおえんのじゃねんかな。こけえおる人がわかりようらんのに、担当のことが、さっき下山委員が説明がどうの

こうのと言うた、これは国からこういう事業をやりなさいというて来とるわけじゃろう。赤磐市が責任を持ってやらにゃあおえんのんじゃから、配布とか交付のこっちゃねえ、その前の広報とか皆をそういうことをびちっとしてもらいてえ。僕は個人的なことを言うたら、これで自分の権利というたらおえんけど、秘密を全部丸裸にされるような気がするんじゃ、いや、はっきり言うて。脱税しとるものも困る、預金はどこへある、貯金通帳はどこへある、何ぼとか調べようと思うたら調べれる、今じゃから。今国が電話を盗聴しちやあおえんというて、盗聴やこうはしょっちゅうしょうらあ、そんなもん。警察でもするし、そりゃあどこでもあらあ、許可とってもとらんでも。今はこねえなことはしゃあねえんじゃけど、やりやあええんじゃけど、国の制度だけでするんじゃったら、国がこういう制度をするんじゃからと市町村に落としたときは、市町村がこれを活用してわかるようにしてもらわにゃ、結果的に何を言わんとしようかというたら、こっからが問題なんじゃ。このカードで顔つきを出さなんたら、ICカードをつくらなんたら、これから今言う麻生さんがまた賛成したら反対というわけのわからんことを言う、消費税の10%が2%の還元のは、持っていかんやあできんのんよ。一番弱者のひとり暮らしや年寄りが買い物して持っていかなんたら意味ありゃへんが。それから、今市長らは声高々で、こんなことは余り地方創生で言いとうねえけど、買い物難民を救おうじゃとか何やかんやというてやりようるが。今度は僕がそのグループをつくってやりようて配達しようたら、僕の車の軽四とかそこへつけにゃあおえんのんじゃ、なったときには。法律がまた変わるんかもしれんけど。消費税のこと、食料品を持っていったときに2%、その機械がなかったらおりんが。そういうなんを今市がやりようるときに、僕は入矢課長を責めようんじゃのうて、市としてこういう事業が来たら、消費税も10%になるということがわかってたら、そこにカードをかざしやあ2%戻るということを、それはええ悪いは別で、国の方針で進みようります。じゃったら、そのときにこういう買い物難民の車を入れたりするときには、どういう対応をするんじゃという。そねえなことは全然対応してなかるう、そんなことはもう別じゃと、またなったらなつたでええわぐらい。思いつきで場当たりのやるから、悪いんじゃねんかなと思うて。もうちょいこれは説明を、皆さんに言うたら悪いけど、うちらは母親が死んだけえ、おばあさんが死んだけえええけど、生きとつたらうちのおばあさんやこうは要らん言う、わからんからというて。何ならとわけのわからん話をする。やっぱりもうちょっと、これは最後にカードをつくった率は何ぼなというたり調査したり何やかんやするんじゃろ、そのうち絶対。やっぱりこういうことの多面もあるから、十分、市長、説明してわかるようにしてあげてほしいと思う。けちをつけようるんじゃねえ、何ぼ僕はしてほしゅうねんじゃけど、国じゃけえせにゃあおえんが、一人だけせんというわけにはいかんし。じゃけえ、そこのところを考えてほしいと思う。

○委員（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 僕が言うたのは、前にこれを見とって、9ページにあるんじゃ、9ページに。これを見たら、申請を住民が市区町村にすることになつとる、市区町村に。それで、交付を市区町村長がするようになって。せえのに、国がするからわからんのじゃというてさっき言うたろう、直接送られるからというて。じゃあねえ、こけえ書いてあるから僕は言よん。せえじゃあおかしかろうというのはこのことを言よんじゃ、僕。これは、世話をせにゃあならんようになってんじゃろ、この法律で市区町村長が。市長がこのことを知つとんじゃと思うから言うたんで、へえだったら責任不足じゃと僕は思うたから言うたんで、国がせえというて言うんなら、国がきちっと市区町村に説明をするようにせにゃいけんし。じゃけえ、個々を責めるんじゃなしに、連携というもんが大事なんじゃろ、国と末端。市区町村というのは末端じゃからな。県会議員や国会議員は宙へ浮いたもんじゃけ、地に足はついとらんなんじゃから、ただの使い走りじゃけえ、あんなものは。言うたら市町村の議員が末端へひつついとんじゃから、そのもんがわからんというようなことじゃっちゃあおえんのじゃけ、それを言よんじゃ、僕の言うのは。じゃから、担当者がきちっとこのことに対して説明ができるように国がしてくれえというて、国のほうが頼まにゃいけんことなんじゃけ。逆に言えば市長が職員さんに、わしにかわってきちっと説明できるようにしとけというて言わにゃいけんのを僕が言よん、これを。僕は市長にしか責めんから。

○委員長（北川勝義君） 5ページの3までじゃろう。

○委員（下山哲司君） じゃから、9ページのこういうのがあるのに、そういう言動じゃいけんでしょうというて市長に僕は言よんです。これを見とったから。えれえでえれえ話が違う話じゃなと思うたから言うたんで、そういうことじゃなしに、この資料を配ったら、それに対するだけのきちっと100%の説明ができるようにしてえてもらわんと、担当者に。それは、市長が命令せにゃあおえん。ここへ市区町村長というて書いてある。それを言よんで、もうそれ以上は言いません。

○委員長（北川勝義君） 今委員が言われたことの広報をしてもらおうとか、わかりやすくせなんだら、我々もわかりにくいんで、とりあえずこの5ページにある話じゃねえけど、ここまでのポイント3までは向こうの機構ができてやられるこっちゃろから、それからその後は下山さんが言うた、受託を受けると言うたらおかしいけど、赤磐市もせにゃあおえんのんじゃから、国からの。その中でそれを今下山委員は言われたんで、個人番号を受け取るときやこうは特にやらにゃあ。それは、今度はずの総務文教委員会の管轄じゃのうて、厚生というんか、厚生かな。

○議会事務局長（富山義昭君） 市民課です。

○委員長（北川勝義君） 市民課のほうになると思うんで、そこらのときには、課が違うけえわからん、部が違うけえわからんじゃのうて、よう連携してやってもらわにゃあおえんと思うんで、赤磐市の方で、さっき言うた消費税の話をしよるんじゃねんじゃ、食料品の。軽減の場

合、もしなつた場合にこれがなかったら、できる人とできん人がおるから、全員の方にしてもらわにゃおえんのんじゃねんかなというのを今ちょっと思うたんで。

それで、僕はまた要らんむちゃばあな質問をする、赤ちゃんのゼロ歳児もするんか、もしせえというたら。これの時期のことを言いてえわけ。例えばというたら、出生して届けを出したときにはもうするんかというて。僕としたら、子供は今そねえこまいのはおらんけど、もし今幼稚園の子や小学校の子がおったとします、その子にはつくってもええと思うんじゃ、カードを。できて1歳や6カ月、3カ月の子やこうにつくる必要は何らねえんかなと思うて。つくっとかにゃ、不利益か何かあるんかな。

○委員（下山哲司君） 生まれたときから番号はつく。

○委員長（北川勝義君） 番号はついとんじゃけど、番号じゃのうてカード。

○委員（下山哲司君） 必要ねえが。

○委員長（北川勝義君） じゃけえ、要るまあとと思うて。乳幼児医療やこうがそれがなけりゃ受けられませんかというたりするような方法になってきたら、もう絶対とらにゃあおえん。そうすりゃ、市長、今後市民課がカードを出すとしても、考え方が出生届を出します、出生届と同時に番号取得せえというたりするようなことに。

そうせにゃおえんのんかなと思うて。

それからもう一個。僕がここで赤磐市で番号をもろうて、111でも何でもええ、13桁をもった。僕が今度は赤磐市を転出して備前市に行くと、その場合は111のまたもとの番号は番号じゃろ。カードも使えるわけかな。

○副委員長（佐々木雄司君） 20ページに。

○委員長（北川勝義君） 20ページにあるん。どなんかなと思つて。20ページにあるというんですけど、どなんですか。免許証の更新と同じようなもんで、変えていかなにゃあおえんということか。

住所を変えたら。わかりました。これを見にゃおえんな。

馬場部長、ちょっと待つて。

これは、何ぼでいきょうるんか知らんけど、世帯ぐらいは配っちゃらなあわからんで。今入矢課長がだあだあだあ書くけんというて書いてもわからんで。僕らがわかりにきいところがあるんじゃけん。これは大分お金がかかるんかな、知らんの。

○総務課長（入矢五和夫君） いや、かかります。そう大したお金ではないです。

○委員長（北川勝義君） 何。

○総務課長（入矢五和夫君） 有料ですけど、大したお金ではないです。

○委員長（北川勝義君） 入矢課長、ちょっと説明。

もしええんじゃつたら、入矢課長、世帯に皆配りゃあええんじゃねん。

○総務課長（入矢五和夫君） これはぎょうせいというところがつくったもので、有料にはな

りますけれども。

○委員長（北川勝義君） こっちは国かな。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、これは配布されたもんなんで部数がありませんが、先ほど言われましたようにチラシというか何かを考えてわかりやすい情報提供をさせていただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） わかりました。

佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 先ほどいただいたA4のコピーの中の個人番号カードのところ、2の作成、交付のところに、交付事務は法定受託事務と書かれています。これは、カードを交付するときの事務について法定受託なんですよということを書かれているんだと思いますが、これに関係することとして、国のほうに予算の要求みたいなものはできないんでしょうか。今言うような黄色い冊子、ぎょうせいというものの、この配布の手数料みたいなものはできないんですか。どうなんでしょう、そのところは。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 各システムの改修等は、当然基準額がありまして、その何割とかということではいただいております。

広報につきましては、政府のほうがもとでやってる部分がございます、そちらのほうの歳入のほうはあるというふうには聞いておりませんが、チラシ等でしたら、当然そんなに経費もかからずにできると思いますし。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ちゃんと、いいから答えてくださいよ、もう。だから、国のほうに、できないと思いますみたいなことを言ったら、確認したんですかって僕はここで話を詰めるんですから。わからないことに関しては、確認とれてないことに関しては、それは確認がとれてないので、ちょっと確認してきますとか、ちょっと1回暫時休憩をとっていただくことはできませんとか、そういうようなことをやってくださいよ、それは。もう同じことになるでしょう、今までと。確認がとれてるんですか、国のほうに予算要求ができるのかできないのか。赤磐市独自でこういったようなものは国の制度のものであるんだけど、これをよりよく赤磐市民に提供することについて行う場合は、赤磐市単市の予算でやらなきゃいけないのか、国のほうで何か用意してくださってるようなものがあるのか、その確認は今までとられたことはありますか。

○委員長（北川勝義君） はい、部長。

○総務部長（馬場広行君） この予算の要求の関係につきましては、残念ながらチラシ等についての要望をしたことはないと思います。ただ、今この委員会の中でもこういう状態になると

いうことは、市民の方々が本当にわかってないという象徴であろうと思います。したがって、予算がいただけるかどうか、これは他市町とも協力をお願いをしてみなければ結果的にわかりませんが、これについてはもっと広報が必要だということで、お願いは協力しながらやっていきたいと、いただけるように協力しながらやっていきたいと思っております。

○委員長（北川勝義君） 馬場部長、今言うたように、結果国の制度で、政府公報でやっとなんじやけど、これは行政でやっとなんじやねえけえと今入矢課長が言ようたんじやけど、見てこれだけの人がわかりにくいんじやから、市民の世帯ぐらいは広報のときぐれえ、何ぼかかるかと言うたら、安いもんですというて入矢課長が言ようたが、ポケットマネーで出しゃあええが、入矢課長。それで、何ぼか知らんけど、結果的に言わなんだけど、何ぼじやというのを安いもんですというて言うけど。もう一回このぐれえぐらいコピーして配るほうが、広報の中に入れたほうがええと思う。何か書いてから、こういうことを言うたら失礼なけど、広報じゃったら一回読んだら、僕はつづりようんじやけど、ずっと新聞紙と一緒に置くようなもんなんじや。これじゃったら、これを見てから、またどんなかなというて見るんじやねえかというんで。これが何ぼになるんかわからんんじやけど、安いもんじやと言うたけえ、知っとなんじや。何ぼなん。配りゃあええんじやねんか、市長、こんなことは。これを配ったことによつて、これが仮に50万円かかっても、できたらええことになるんじやねんかと思う。

入矢課長、何ぼ。

○総務課長（入矢五和夫君） はい。

○委員長（北川勝義君） 入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 済みません、はっきりした数字は覚えてないんですけども、100円もかかってはないと思います、1冊。

○委員長（北川勝義君） 今世帯数が何ぼかな、1万7千、5千。

○委員（下山哲司君） 1万8,000弱。

○委員長（北川勝義君） 100万円ほどじゃな、170万円ほどじゃな。安い言うて、ボーナスで出すんかな、おめえ。

市長、これをどねえに考えるん。僕らじゃわかりにきいというんが、僕らじやというのはちよつと生意気な言い方じゃ、これがあつたら置いとつたら見ますが、家へ。広報だけの1枚じやつたら見んような気がする。

○委員（下山哲司君） これは、政府じゃから、ただでくれるんじやねん、何ぼでも。

○委員長（北川勝義君） そりゃあ、くれまあ。全戸にやらんでも、家だけでもやつたら、大分違うから。

○委員（下山哲司君） これとこれは趣旨が違うんじや、前に見たら。こっちはこれからするやつが載つとるけど。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 済みません。説明が不十分で、本当に何度もおわびを申し上げてますが、申しわけございません。

このマイナンバー制度についてのこの冊子について、これか、もしくはこれにかわるものとして市民の皆様説明できるもの、これを広報あかいわの配布と同時に折り込んで配布をする、あるいは支所、本庁の窓口でこの冊子をお配りして、また窓口での説明をする、そういったものを重ねてこれに対応して、一人でもたくさんの市民の方に御理解をいただけるよう最大限の努力をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。ほかに全部を通してでよろしいです。

○委員（松田 勲君） ちょっといいですか。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 今市長が言われたんでいいと思います。

要は10月からマイナンバーが配られるんですけど、問題は1月から基本的には動き出すんで、それまでに皆さんが認知していただければいいと思うんです。何でこの制度が始まったのかということもわからない方は結構多いんですよ。だから、そういうこともきちっとを送るときに、広報でもいいんですけど、入れていただければいいと思うんです。市のメリットは、個人的なメリットもありますけど、もともとのきっかけがあったと思うんです。阪神の震災と東北の震災の後にいろんなことがあって、個人が特定できなかつたりとかいろんな大変なことがあったというのは聞いとんで、それがきっかけとなったというのも聞いとんです。そういったことも含めて、もうちょっと市民の方に、何でこれが必要なんだということも含めて、そういった広報とかにも出すときには添えていただきたいなど。じゃないと、何でも個人情報かどうかこうとかそっちのほうに走っちゃって、本来の目的と違う方向に行ってるような気がするんで、その辺も含めてお願いしたいんですけど、市長、どんなでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） わかりました。御提案の趣旨も踏まえながら、どうしていくかしっかりと検討させていただきます。どうぞよろしく願いします。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、私のほうから2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、総合政策部のほうです。

歳入のほうで、あかいわに戻ろうプロジェクト事業2,000万円、クラウドソーシング定着セミナー事業1,000万円、これは地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型と銘を打って事業予算を計上していただいているんですが、確認なんですけど、これはもう決定したんですか。いつ申し込んで、今はどういった状態なのか、進捗を確認させてください。



もう一点、今のマイナンバーに関係するんですが、基本的なところで恐縮なんですけども、ファイアウォールを導入するために補正予算の計上をしていただいているんですが、これはあれでよかったんですか、たしかこのマイナンバーのシステムというのはオフラインで使用するので、外部からのアクセスがありませんということでしたから、その考え方であればファイアウォールは必要ないわけで、このファイアウォールというのは、要するに行政間、省庁間を結ぶラインのファイアウォールということなんですか。ということは、ここにセキュリティーがかかるということはどういうことなんでしょうか。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） まず、交付金の申請状況でございますけども、8月31日までに国のほうに申請をいたしております。決定のほうですが、10月というふうにお聞きしておりましたんですけども、今の予定では11月上旬になるというふうに関のほうからはお話をいただいております。

以上です。

○副委員長（佐々木雄司君） つまりまだ決定をもらってないということですね。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

○委員長（北川勝義君） 馬場部長。

○総務部長（馬場広行君） ファイアウォールの関係でございます。

佐々木委員が言われましたように、このマイナンバー関係は、別に区切られて、インターネットとは区別をされておるということでございます。ただ、赤磐市は確かにそうなってます、ところがどうも国が各自治体の調査をした中で、幾らかはパソコンを共用を現在しているような市町村があるというような情報が入ってきました。したがって、現時点で100%離れとるかという、どうも離れてないところが一部あるようです。そういう関係もあって、国のほうからファイアウォールを設置するようという指示も参りました。したがって、それに伴って、今回予算を上げさせていただいたものでございます。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） それは大変なことですね。いろいろやっていく中で出てきたということでしょうけど。

きのうもサイバーセキュリティーということで、NHKの仕事の流儀という、僕は好きでよく見させていただく番組なんですけど、サイバーセキュリティーというような観点で非常にいい番組をされていらっしゃるって、僕も見入ってしまったんですけど、今突破できないファイアウォールというのはもうないらしくて、イタチごっごの状態、非常に登場されている元自衛官の方なんですけど、その方は国がこのままで本当にいいのかなということ危機感を覚

えておりますよというような、そういった内容のものでした。ということになればですよ、ファイアウォールだけで、果たして赤磐市の情報セキュリティというような、これは責任ですから、市民の情報を預かるという責任ですよ、個人情報保護法の考え方という。その責任を預かるのに、ファイアウォールだけでいいんでしょうか。現行考え得るだけのテクノロジーだと思うんですが、本当にこれでいいのかなと思っていらっしゃるのか、どうなんでしょう、そこら辺は。

○総務部長（馬場広行君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 馬場部長。

○総務部長（馬場広行君） 私もその番組をたまたま昨日見させていただきました。非常に攻撃が多発し、異常事態だというようなことも述べられてました。それがそれじゃあこのファイアウォールで100%防げるのかというと、きのうの番組からいうと、100%というのはあり得ないというのは私も理解しております。ただ、じゃからというて何も手を打たないというわけにもいかない、できるだけことはしていかなければならないという中でファイアウォールでございます。

先ほど委員さんが最初に述べられたように、これを完全に線を分けてしまう、物理的に分けてしまう、そうすればそこから先は人の問題になるんで、ファイアウォールがなくても大丈夫だとは思いますが、それが現時点で運用開始までに間に合うかどうかというのがはっきりしない以上、こういう形で少しでも脅威を防げるような方法をとらざるを得ないということでございます。したがって、きのうのNHKの番組からいうと、100%というのはファイアウォールを設置しても無理だと思います。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） まさにおっしゃられるとおりだと思います。一日も早く守られるような態勢づくりのほうをお願いしたいなと思うところと、あとファイアウォールを引いて守るところより、むしろそういう自治体のほうに働きかけて、システムの改修、そういう自治体のシステムの改修をお願いしたほうがセキュリティ率は上がると思うんですよ、外部遮断してやったほうが。だから、システムの中でそういうものが我々の中に脅威というか、何とかスポットっていうシステム上らしいんですが、そういうふうなものが我々の運用システムの中にあるのは好ましくないということで、これはシステム管理者は総務省、内閣府でしたよね、たしか。内閣府のほうに強く要望されるほうがいいんじゃないかなと思ったりするんですが、それは僕の考えなんで、そこら辺のところは適宜応じてベストを尽くしていただきますように、僕のほうからお願いをしておきたいと思います。

頑張ってください、あとはいいです。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） もう一点、済みません。

教育費の中で、今回LAN配線をされるんですけど、タブレットを産官学の中で、小学校は10校ですか、実施されるということで、それはいいことだと思うんです。ただ、前視察をしたときにもそうやったんですけど、結局LANを引っ張っても、もとの容量の問題があって、例えば議会をやったら見れないとかという問題が実際にあったじゃないですか。そういったことは、今回金額を見たら少ないんで、これは配線だけですか。結局そういったことはどうされとんか、どうするんかわかれば教えていただきたい。

○教育総務課長（藤井和彦君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） 委員が言われましたように、確かに学校現場で教材のダウンロードに時間がかかっておりました。その後も電波中継器、アクセスポイントの性能を上げたり、回線を変えたりということで検証をしておりましたが、その中でベネッセのほうでシステム改良を行いまして、今までは教室で使っているタブレットに解答入力をするたびに、その解答の判定を受けるために、ベネッセのサーバーへアクセス、通信する必要がございましたけれども、ベネッセのシステム改良によりまして、事前に問題と解答の判定を一括ダウンロードができるようになりまして、タブレットの本体のほうに問題と解答の判定、両方が保存されるようになりました。これによって、サーバーに通信することなく単体として使えるようになったということで、運用といたしましては、毎月1回の教材のダウンロードを、1カ所教室のほうにアクセスポイントを設置して、各学校のタブレットに事前に教材それから解答のほうをダウンロードして、できたものを教室に持ち込んで使うということで、それによって実際教室でのつながりにくいという問題を解消しようというものでございます。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） つまり、例えば携帯でいったら、今メモリーをどんどん上げてるじゃないですか、16メガとか32メガとか上がってるでしょう。だから、本体自体にそういったメモリーをふやして、スピードをアップしてるということに解釈すればいいんですか。それと、今やってる磐梨とかを見ましたけど、あそこも新しいタブレットに変わるんですか。

○教育総務課長（藤井和彦君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） タブレットについては、既存のものをそのまま継続しようとするということなんですけども、それからメモリーの関係は、確かにダウンロードするのに容量がございまして、これは毎月毎月、月ごとの更新ということで、1カ月単位の保存ということになりますので、例えば数カ月分をまとめて保存していくということは不可能でございまして、毎月の更新で、8月分なら8月分が入ってるという状態でございます。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） そういうことじゃなくて、要はタブレット自体にそういったメモリーとかの容量がふえて、今までよりもサーバーがあれでも、結局動きがよくなるということに解釈すりゃいいんですか。要するにタブレット自体にベネッセさんが改良を加えて、早くなったということは、そういったメモリーとかタブレット自体の容量を上げたんだと思うんだけど、そういったことで早くなったということで、今回LANを引くだけで、結局今まで磐梨とかを見に行ったときと同じようなことには、一緒にやってもならないということですよ。磐梨の見に行ったところは、今までの状態で行くと、議会をすればまた動きが悪くなってできなくなるとかというような話があったけど、それはタブレットをかえずに、中の容量を変えたりとかして、スムーズにできるようになるんですかっていう確認です。

○教育総務課長（藤井和彦君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） 今までは教室で、さっき申しましたように、問題の解答入力をするたびに、その都度サーバーへアクセスしとったということが必要でございましたけども、今回のシステム改良によりまして、一括で問題と解答の判定を本体のほうに保存できるようになったということで、サーバーに接続する必要がなく教室で使えるということでございます。それによってスムーズに問題、解答の判定ができるということでございます。

○委員（松田 勲君） もう一個の、磐梨で今現在使ってるのは大丈夫なんかな。それをせんと前と同じ状態になる。

○教育総務課長（藤井和彦君） 今現在のタブレットについても、そのまま継続で、改良することなく使えます。

○委員長（北川勝義君） 機械が、おめえ、いっぱいになるからじゃろう。

○教育総務課長（藤井和彦君） 済みません、タブレット本体の機械的な改良ではなくて、システムの改良で、教材それから解答の判定が一括ダウンロードができるようになったということでございます。済みません。

○委員（松田 勲君） 全然問題ないんですね。議会中でも見れるんじゃ。

○教育総務課長（藤井和彦君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） 議会中でも問題なく動作できます。

○委員長（北川勝義君） いや、そのためにしたんじゃから、そうじゃねえと。

○副委員長（佐々木雄司君） クラウドをやめたっていうこと。

○教育総務課長（藤井和彦君） ええ。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 今松田君が言われとるのも一緒なんじゃけど、前の説明では、本体のサーバーの能力が足りんからできんと、こういう説明。それは改良するというてしたんじゃ

ろ。する言ようたんじゃから。

○副委員長（佐々木雄司君） それをやめて、新しいシステムをつくったって。

○委員（下山哲司君） せんでも、そのタブレットがよくなったら全校で、今は2つが試験じゃけど、全校でできるん。本体のサーバーがバージョンアップせんでも、できるん。

○委員長（北川勝義君） サーバーを使わんのんじゃから、今度はここ。

○教育総務課長（藤井和彦君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） タブレット単体での使用ということで、サーバーにアクセスすることなく使用できるというものでございますので、スムーズに使えるということでございます。

○委員（下山哲司君） 前にはそういう話じゃなかった。

○委員長（北川勝義君） 前はな。

○委員（下山哲司君） でも、向こうに技術者がおった中でそういう話はなかって、サーバーが足らんからじゃと言うてえて、今度はちょっと期間があったら、もうそれを使わんでもええんじゃというような話というのは、余りに矛盾過ぎるし、無責任なろう。こういうふうになったんじゃって説明してくれなんだから、僕らはそう思うとんじゃけ、前の説明を聞いたままにこけえあるんじゃから。変わっとなら、変わったというて教えてくれにゃあいけんが。そうじゃろう、わからんから聞きようんじゃもん。じゃから、前とはシステムが変わったなら、こういうふうになりましたというて説明してくれにゃあいけんが、きょう。そんじゃから、聞かにゃあせんようじゃいけんが。してくれにゃあ、先に、こういうふうになりましたというて。

予算つけたんじゃから、関連じゃからと説明をしてくれたら、ああ、そうかなと思うて聞くんじゃけど、前のままの頭で聞きようるわけじゃけ、説明を。

○委員（松田 勲君） 環境かえて。

○委員（下山哲司君） そうそう、その辺がもうちょっと説明不足というのが僕らにとっては不安なんじゃ。じゃから、ようわかるように先に言うてえてくれたら、不安がなしに聞けるんじゃけど、前のままじゃったら、ほんなら本体のサーバーはどねえになったんじゃろうかなとかといろいろ考えながら聞きようるから、わからんようになった。

その辺ひとつよろしゅうお願いします。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、ということになればですよ、産官学の今回の優位性というのはどこにあるんでしょう。ということになればですよ、タブレットのほうにプログラミングされた、要するにテキストがプログラミングされて解答ができるようなそういうソフ

トができ上がっちゃって、クラウドでサーバーとやりとりしながらやるっていう方式をやめたっちゅう話でしょう。であれば、ほかに他社が出してるものもあるじゃないですか、たくさん同じようなテキスト型の同じような学習塾が出してるようなものがあれば、ソフトウェアのプログラミングの会社が出してるようなものあれば、あるいは大学、産学のほうで出されてるようなプログラミング、同じようなタブレット型のようなものもあれば、全く産官学の優位性がなくなってくるということだと思んですけども、そこら辺はどのようなお考えを持たれてるんでしょう。

○学校教育課長（石原順子君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） 今の御質問にお答えいたします。

この産官学連携事業は、もともと岡山大学の寺澤研究室とベネッセが共同で研究をしているところに赤磐市が入ったという経緯がありますので、その経緯で行きますので、やはりベネッセタブレット、それからマイクロステップドリルの2つを活用した学力向上の事業を行うということでもあります。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） であれば、産官学のそういう名称はやめたほうがいいんじゃないんですか。要するに市場の中には多数ある中で、岡山大学さんとベネッセさんのそのものが一番いいから赤磐市で採用したんですよっていう、そういう説明のほうがいいんじゃないんですか。そうじゃなくて、赤磐市と赤磐市の実験的な取り組みで、学力向上というようなところを目指して、岡山大学さんとベネッセさんと産官学が協力して、赤磐の学習環境というものを向上させるっていうのが最初のうったえだったように思うんです。

○学校教育課長（石原順子君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） そうですよ、そうですね。その分の関係図というものが日々ダイレクトに行われますよと、教育環境の中にダイレクトに産官学というようなものが落とし込まれていきますよというのが、産官学の理由だったように僕は思ってるんですよ。それがもう既にダイレクトというか、タイムラグなしに月に1回アクセスすればいいんだっていうようなソフトの利用だけであれば、別に産官学って名乗る必要もないんじゃないかなと思ったりもするんですけど。

○学校教育課長（石原順子君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） 今の御指摘ですが、確かにベネッセのタブレットにつきましては、月に1回のダウンロードでできるというようなシステムの改善がありました。ですが、もう一方ではマイクロステップドリルについても行っておりますので、それについては常に岡

山大学とやりとりをしている、またベネッセのタブレットの今ありましたデータのダウンロードですが、ダウンロードして終わりではなく、月1回の更新のときに、その結果がどうなったかっていう、月1回の更新で結果をベネッセのほうにも通信をして返しておりますので、常にやりとりをしながら学力向上について行っているという環境には変化がありませんので、産官学です。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、ありがとうございます。

それは、同じシステムを他社さんとかほかのところも、今申し上げたようにどっかの大学さんとおやりになられてるのも同じシステムなんです。ということになれば、ドリルの中身の違いはあるのかもしれないんですが、それは赤磐市の教育事情に合わせて一番いい学習方針に合わせて、学校の先生の教育指導、教育方針に合わせて、一番いいところを選べばいいだけのことで、別にシステムの優位性というのはなくなってくると思うんですけど。まあまあ、今のままでもいいんですよ、ただ今のままでもいいんですけど、ベストを尽くしましょうと、一番いいものを一番安く、市民の税金で教育の機会をつくるわけですから、一番安いもので一番最大の効果を上げましょうということになったら、選ぶ段階、選ぶ方がいいものを選んであげなきゃいけないってところの意識が必要なんじゃないかなと思うんです。それのところを産官学ということであつたてを立てて、もうここは産官学なんだから、協力事業なんだからということ限定してしまつたら、その機会がなくなってしまうでしょと、その産官学のうつつての根拠というようなものが今もう崩れてるんであれば、産官学というような言い方をやめて、一番いいものを選ぶというような前向きな考え方を持ったほうが僕はいいんじゃないかなと、そんなふうに思ったんです。だから、産官学のうつつてというようなものをどのように考えるんですかという質問なんですけど、今のままでいいんですか、これ。

○教育長（杉山高志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、教育長。

○教育長（杉山高志君） ありがとうございます。

システムが改良した、システムを改良しない限り、本当に各校への拡大はできない。もう一つ佐々木委員が言われたように、今までのタブレットは、毎日データを送っておりました。そして、月に1回検討会をしておりました。ところが、不都合はそのときいろんな電波の状況で子供たちに不便を感じるどころがたくさんありました。毎日通信ができるか、それからもう一つは、本当にきちっとその時間にタブレットが使用できるか、それを考えたときにシステムを改良して、月1回情報がきちっと交換できますから、しかも毎日ベネッセと検討会をしようたわけではありません。月1回で情報が交換できる、月1回の情報送信で十分対応できると、そのほうのメリットのほうはるかに大きいと判断して、このシステムのほうをとっていこうと

方針を決めております。

それから、ベネッセ云々があります。私たちは、ベネッセのタブレットの内容、これを最優先いたしました。学校現場の先生方にとって、あるいは子供たちにとって、一番補充学習として子供たちの意欲の向上、定着、それに効果があるということで私たちは考えております。去年佐々木委員が質問をいたしました、私たちは28年度末を目途に頑張っただけでまいりませんので、ぜひ御協力をお願いいたします。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ありがとうございます。

余り長くなってもあれですから、このぐらいで僕のほうは終わりますけど、その熱意でしっかりと赤磐の教育現場をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上でいいです。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） それに関連してですけど、今言われた中で、タブレットはいいんですけど、もう一個の学の方でマイクロステップドリル、そちらのほうも他の学校にも全部導入されるんですか、タブレットだけですか。その辺をちょっと教えていただきたいです。

○委員長（北川勝義君） 教育長。

○教育長（杉山高志君） 真に必要な学校、学級ということで、これも拡大を考えております。10校の中には、5年生プラス支援学級がダブっておるところもありますし、それから直接予算とは関係ありませんが、岡大のマイクロステップドリル、これも学校の要望に応じて数校ふえているような方向で調整をしております。

以上であります。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（松田 勲君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） 全体を通して他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければこれで議第60号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）に関する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第55号赤磐市個人情報保護条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第29号）から議第60号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）までの4件について採決したいと思います。

まず、議第55号赤磐市個人情報保護条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第29号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。



〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがいまして、議第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第56号赤磐市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第30号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがいまして、議第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第57号赤磐市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第31号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがいまして、議第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第60号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがいまして、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思いますますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、その他に入ります。

皆さんにお諮りします。

その他に入らせていただきたいと思うんですが、その他が全体的に見て時間がちょっとかかるんじゃないかと思えますんで、大変申しわけないんですけど、ここで10分前ですけど、食事をしていただいて、皆さん時間的なことはありますが、10分早く始めるということで、12時50分から再開させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、よろしくお願ひいたします。

午前11時49分 休憩

午後0時50分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

それでは、その他で執行部または委員のほうからありましたら、先に執行部のほうからその他がありましたら。

はい、部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 昨日お手元のほうにお届けいたしました、第2次赤磐市総合計画（素案）についてというのと、それから赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（素案）及び赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）につきまして、説明をさせていただきますと思います。

まず、赤磐市総合計画の素案のほうからお願いいたします。

資料の最初のところですが、総合計画につきましては、昨年の4月から、赤磐市の持続的な発展を図るために、赤磐市の目指すべき方向性と、その方向性を実現するための施策を総合的かつ体系的にまとめました第2次赤磐市総合計画の策定を、市長をトップとする赤磐市総合計画策定本部のほうを昨年4月に設置して、全庁的な検討を進めてまいってきたところです。

また、資料の2のところですが、策定経緯としまして、これまで策定に当たりましては、地域の方々に集まっていただいて、まちづくりに関しまして意見を出し合っていたワークショップを3カ所で開催しましたほか、(2)になりますが、18歳以上の市民の方2,800人を対象にした市民アンケート調査を実施しまして、市民のニーズの把握に努めたところでございます。回答率及び参加者数は記載のとおりでございます。

それから、(3)まちづくり審議会の開催とありますが、昨年12月に学識経験者、地域の代表者、商工観光、子育てなど各分野の方々に構成する赤磐市まちづくり審議会を設置しまして、これまで6回、当市まちづくり審議会で議論や御意見、御提案をいろいろ伺ってきたところでございます。

そういった課程を通じまして、1枚めくっていただきますと、資料1というのが右肩にあると思いますが、第2次赤磐市総合計画（素案）ということで、1枚物に概要版をまとめさせていただきましたので、まずこちらで全体のイメージをつかんでいただけたらと思います。

計画ですが、一番上のところの枠の中の下のところへ、計画期間は10年間の計画としております。赤磐市を市内外の人から、住み続けたい、住んでみたいと思われる町にするために、この総合計画によるまちづくりを進めていく上で、あらゆる分野において、常に基本となる共通の理念としまして、まちづくりの理念、一番上のところでございますが、基本理念としまして、つながり、うるおい、にぎわい、あんしんという4つの基本理念を定めております。それでその下、基本構想のところでございますが、基本理念を実現するための施策の方向性、基本的な方向性を定めたものを基本構想として位置づけ、その下になりますが、この基本構想で定

めた方向性を実現するための具体的な施策を定めたものとして、基本計画という段階構成にしております。基本構想は10年間のものとしておりますが、基本計画につきましては、社会経済環境の変化に対応した施策展開を可能にするために、5年間の計画としており、5年後に見直すこととしております。

それから、その下の段、将来人口の目標でございますが、10年後の将来人口の目標につきまして、4万2,000人の設定をしております。この将来人口の目標達成のために、人が集まり、快適に住み続けられる町をつくっていききたいというふうに考えております。

それから、施策の内容は下の枠の中になりますが、限られた財源の中で、赤磐市が持つ強みを生かしながら、選択と集中によりまして、効果的、効率的に施策を推進していくために、3つの重点戦略を設定をしております。経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創るのが重点戦略1。重点戦略2としまして、安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る。それから、重点戦略3としまして、多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る。この3つを重点戦略と設定をしております。施策につきましては、その戦略の中にそれぞれそこに書いてあるような内容を入れておりますが、こちらにつきましては、本編のほうで後ほどざっと説明をさせていただきたいと思っております。

全体のイメージはこういった構成になっております。

それから、資料2、冊子のほうをごらんいただきたいと思っております。第2次赤磐市総合計画（素案）でございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

ここで第2章としまして、赤磐市の現状と課題という章を設けてございます。

こちらでは、さまざまな視点から赤磐市の現状と赤磐市を取り巻く社会環境の変化を整理して、赤磐市が持つ強みや弱みを明らかにしております。赤磐市が持つ強みや弱みを明らかにすることによりまして、赤磐市が抱える課題でありますとか発展可能性を検証しまして、今後の赤磐市に求められていることを記載をしております。そこにあります1、地勢、自然、気候、歴史、文化、人口、世帯、次の6、7ページでも、住環境以下そういった各分野におきまして、そういったことをそれぞれ分析をしていっております。

それから、13ページをごらんいただきたいんですが、13ページをお願いいたします。

第3節の市民意識のところでございますが、ここで先ほどお話をさせていただきました市民アンケート調査の結果の一部を掲載をさせていただいております。

13ページ。これは、アンケートの概要でございますが、次の14ページに満足度の低い高いと、それから重要度の高い低いと、それぞれの項目、こういった市民の意識があるというのが出ております。こういった市民アンケートの結果も参考にしながら今回の計画のほうを策定をしていっております。

それから、15ページからは、まちづくりの理念ということで、先ほど1枚物で説明をさせて

いただきました基本理念を定めております。つながり、うるおい、にぎわい、あんしんということで、16ページのほうにその4つを入れております。

それから、17ページでございますが、赤磐市の人口推計のほうを掲載をさせていただいております。

10年後には人口が4万人を切って、25年後の平成52年、2040年には3万5,000人を切ってしまうということが推計をされております。このとおりにならないように、将来人口の目標の達成に向けまして、先ほど申し上げました3つの重点戦略に基づいて、それぞれの施策の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、19ページからが基本構想の部分になりますが、20ページをお開きください。

まちづくりの重点課題及び戦略プログラムということで、3つの重点戦略を書いておりますが、赤磐市が持つ強みや弱みや課題、それからアンケート等で把握しております市民ニーズなどを踏まえまして、特に重点的に推進していくべき取り組みを3つの重点戦略として設定しております。また、この重点戦略をより効果的、効率的に達成するための柱としまして、それぞれ3つずつ、合わせて9つの戦略プログラムを設定しております。これらの9つのプログラムにつきまして、赤磐市全体で分野横断的、組織横断的に連携しながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

重点戦略の1、経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創るという重点戦略では、戦略プログラムとしまして、21ページのところがございます、企業誘致による安定的で良質な雇用創出のプログラム、それから商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラム、それからもう一つの戦略プログラムとして、強い農業の確立プログラムを設定しておりますが、この重点戦略では、地域に形成されております産業基盤をベースにした産業振興を基本路線といたしまして、産業面における幅広い支援や関連する都市基盤整備を推進していくことによりまして、既存産業の活性化や新たな企業立地などにより、高付加価値を生む産業の創出を促進し、地域に安定的で良質な雇用が確保されることによりまして、定住人口や交流人口の増加が進むにぎわいと活力がある町の形成を目指しております。

それと、3本目の柱になりますが、安定的な所得確保が得られる、力強い農業の確立を支援し、新たな担い手確保によって、世代間バランスのとれた従事者構造が図られた持続可能な基幹産業としての農業の実現を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、22ページと23ページをお願いいたします。

安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創るということで、戦略プログラムとしましては、23ページの安心して家庭を築ける環境創出プログラム、それから安心して出産・子育てができる環境創出プログラム、それと子供が健やかに育つ教育環境創出プログラムという、3つの戦略プログラムを設定しております。

こちらにつきましては、地域の子供は地域で守り育てるといふこととか、核家族の増加や地

域コミュニティの希薄化により、周囲で子育て世帯を支える力が弱体をしているというような現状を踏まえ、地域の子供は地域で守り育てるということを基本に、いろいろな関係者の連携で、赤磐市で子供を産み育てたいという気持ちを抱いてもらえるような子育て環境のよさを地域全体でつくり上げていくことを目指しております。

それから、もう一つの重点戦略でございますが、24ページと25ページをごらんいただきたいと思っております。

多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創るという戦略で、それを実現するための戦略プログラムとしまして、25ページでございます、移住・定住が進むまち創出プログラム、それから支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム、もう一つ高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラムという3つのプログラムを設定しております。こちらのプログラムでは、特に子育て世代の地域への定住促進や、移住・定住の受け入れ促進に向けた取り組みを進めますとともに、人と人のつながりによって、支え合うことのできる地域の実現を目指していきたいというふうに考えております。

この3つの重点戦略と、それぞれの9つの戦略プログラムを実現するための具体的な施策としまして、27ページのところから第4部基本計画ということで、個別の施策をそれぞれ28ページから掲載をさせていただいております。

28ページをごらんいただきたいと思っております。

重点戦略1、経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る戦略の最初の戦略プログラムであります、企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラム、このプログラムにおきましては、概要のところでございますが、新たな企業立地により、地域に安定的で良質な雇用を確保し、若者が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を整えることによりまして、若者世代の転出を食いとめるとともに、新たな転入を図り、定住人口の増加が進み、にぎわいと活気にあふれる町の形成を目指すこととしております。このプログラムの成果をはかる指標としましては、その下の1、目標指標、5年間の目標でございますが、新たな企業用地の確保から製造品出荷額のところまで、そういった4つの指標を設定しております。

それから、具体的な施策としまして、特に重点的に力を入れていくものとしまして、2の重点施策として、1番から6番までを設定しております。

新たな企業用地の確保。これは、市内の工業団地の利用率が9割以上となっていることから、新たな企業用地の確保が必要不可欠となっていることに対応するものでございます。それから、規制の見直しによる企業の誘致の促進、積極的な企業誘致の展開、魅力的な企業の誘致促進。特に3番のところへありますが、積極的な企業誘致の展開としましては、山陽インターチェンジなどの広域交通網が整っております交通利便性のよさ、大規模災害による被災リスクの少なさ、穏やかな気候風土などを強みとした誘致活動を強力に推し進めていきたいと思っております。

それから、29ページに参りまして、⑤新規立地企業の人材確保支援。企業が安心して市内に立地することができますように、誘致企業を求める人材の確保を支援する態勢などを整えてまいりたいというふうに考えております。

それから、⑥番、地域の若者の定着、U I Jターン就職の推進。先ほども御審議いただきましたが、Uターンを進めるために就職説明会などを開催して、市内企業の魅力や求人情報の積極的なPRを図りますとともに、赤磐市出身者のネットワーク組織を都市圏で構築することによりまして、赤磐市出身者同士が交流できる機会を創造し、同郷出身者のつながりを強化しますとともに、進学等で都市圏に住んでいる赤磐市出身の若者を多方面からサポートする態勢を整えていきたいと思っております。

そのほか、3の推進施策としまして、優れた創業環境の情報発信でありますとか、広域交通網基盤の整備促進、誘致した企業への支援などを行ってまいりたいと思います。

このページの一番下になりますが、私たちができることとしまして、市民の方にやっていただきたいこと、それから地域で企業各種団体等をお願いしたいようなことを書いております。

30ページは、様式が中途半端になっておりますが、主な担当課、関係する課としまして、商工観光課、都市計画課、農林課、建設課、それから主要な事業としまして、新規企業用地確保推進事業とか企業誘致促進アドバイザー制度事業とか、主な事業を上げております。

それから、関連する市の計画としまして、赤磐市産業振興ビジョンとかまちづくり推進プラン、農業振興地域計画とかというのを上げるような体裁にしております。

それから、32ページをお願いします。

重点戦略1の2番目の戦略プログラムとして、商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラムというのを設定しております。概要としましては、地域に形成されております産業基盤をベースにした産業振興ということの基本路線としまして、関係機関と協力して、産業面における幅広い支援を行うことによりまして、地域に根づく産業の活性化や高付加価値を生む新たな産業の創出を図りたいと考えております。このことによりまして、地域に安定的で良質な雇用の場の確保を図り、定住人口や交流人口が増加する、にぎわいと活力、活気がある町の形成を目指してまいりたいと思います。目標指標としましては、そちらの創業者数から観光入込客数までの3つを設定しております。このプログラムの重点施策としましては、①番、産業振興人材の育成ということで、地域の産業振興を担っていくキーマンとなるような人材の育成を進めることによりまして、赤磐市の産業を総合的に支援し、振興を図っていく機関、仮称でございますが、赤磐市産業支援センターのようなものの創設を目指したいというふうに考えております。

それから、②番、交流・連携等による地域産業の活性化としまして、企業や金融機関、商工会、大学、それから研究機関等々で交流連携をして、各主体に蓄積されたノウハウ等を効果的

に結びつけることができるネットワークの充実強化を図るほか、人材育成等に向けた取り組みを支援をしてみたいと思います。

それから、③番、創業支援のための包括的支援としましては、創業支援窓口の充実や、赤磐創業支援ネットワークの連携の強化を図ってみたいと思います。

それから、④番、観光面ですが、周遊・滞在ができる観光ルートの形成としまして、地域に点在する魅力と特色ある観光資源の掘り起こしを進めて、観光ニーズを捉えて一体的に最適化することで、テーマ性、ストーリー性を持った、周遊できる観光ルートへの磨き上げを行っていききたいというふうに考えております。

それから、33ページ⑤番ですが、シティプロモーションの推進ということで、観光客のニーズを把握した観光パンフレットでありますとか、観光情報サイトなどによる情報発信を進めるほか、これは仮称でございますが、赤磐市広報大使のようなものの創設や関係団体、事業者との連携による市の特産品や観光情報、移住、定住情報などをPRするシティプロモーション活動の充実強化に取り組みまして、赤磐市の魅力を広く効果的に発信してみたいと思います。

それから、⑥番、観光受入体制の整備ということで、観光産業を支える人材育成なども行ってみたいと思います。

このほか事業継続のための支援や地域文化、芸術の振興並びに文化財の保護なども進めてみたいと思っております。

私たちができることとして、市民それから地域の方をお願いしたいことも書いております。

主な担当課は、そこに記載のとおりでして、それから34ページに主要な事業と関連する市の計画のほうを記載をさせていただいております。

それから、36ページをお願いいたします。

重点戦略1の3つ目の戦略プログラムでございます、強い農業の確立プログラムでございます。

内容のところでございますが、農業は赤磐市の基幹産業となっております。経営感覚を持った農業経営者の育成と活躍しやすい環境の整備、消費者のニーズを踏まえた農産物等の生産、加工、販売の強化と地域ブランド化、先進的な生産技術、施設の導入等に積極的に取り組み、農業を若い世代の安定した雇用を創出する仕事に育成してみたいと考えております。

目標指標としましては、新規就農者数から学校給食における地場食材の利用率まで、4つの指標を設定しております。

重点施策としましては、①の経営感覚を持った農業経営者の育成ということで、青年就農者の市内での就農促進を図るとともに、U I J ターンなどによる新規就農者や帰農者等については、総合的に支援をしてみたいと考えております。それから、経営感覚を持った地域農業者の中核者を育成し、経営相談窓口の充実や、仮称でございますが、農業経営塾などの農業の

発展段階に応じたきめ細やかな支援をしてまいりたいと思っております。それから、②の農産物の高付加価値化・地域ブランド化の推進、それから37ページの③の6次産業化・次世代農業の推進などにも取り組んでまいりたいと思っております。

推進施策としましては、担い手への農地集積と生産基盤の整備、それから多面的機能の発揮、農産物の鳥獣被害対策にも取り組んでまいりたいと思います。

私たちが市民や地域の方をお願いしたいこと、それから主な担当課、関係課、それから主要な事業、関連する市の計画につきましては、そちらに記載のとおりでございます。

それから、38ページでございますが、重点戦略の2つ目、安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創るという戦略のプログラムの1つ目、安心して家庭を築ける環境創出プログラム、こちらにつきましては概要のところでございますが、独身男女の約9割は結婚の意思を持っており、希望する子供の数も2人以上ということから、希望どおりに結婚を実現できない背景には、若者世代の雇用が不安定とか、所得が低い状況にあることとか、適当な相手にめぐり合わないといったことが指摘されておりますほか、男性の正社員の有配偶者率は、30代前半で約58%であるのに対しまして、非正規雇用の場合には、30代前半で約23%と、正社員の半分以下にとどまっているというような状況でありますことから、若者世代に相応の収入や安定的な雇用形態といった質を重視した雇用を確保することによって、若者世代が安定的な経済基盤を手にすることが必要となっております。このために、市内に安定的で良質な雇用な場を確保することで、若者が市内に住みながら市内で働いたときに、経済的自立ができるような地域の形成を目指してまいりたいと考えております。

目標指標としましては、有効求人倍率から婚姻件数までの3つを設定をしております。

重点施策としましては、①番、若者の経済的安定ということで、若者にとって魅力的で安定的な収入が見込める地元雇用を確保することによって、若者の正規雇用化を促進して、地域の若者が将来を見通せて、安心して家庭を築ける環境の創出を図ってまいりたいと思います。

それから、②番で多様な働き方の提案としまして、今回の議会にも提案させていただきましたクラウドソーシングなどの提案もさせていただいております。

それから、世帯のニーズに対応した住宅助成の充実、③番でございますが、結婚した若者が安心して市内に居住することができるよう、アパート等へ入居する場合に、新婚世帯等に対する家賃の一部助成制度のようなことも導入を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、39ページの④でございますが、結婚に結びつく支援の推進ということで、出会いの場がないということで、すてきな相手にめぐり会うための支援を積極的に進めるとともに、おかやま出会い・結婚サポートセンターとも連携を図ってまいりたいと思います。

推進施策としましては、先ほども上げておりました、地域の若者の定着、U I J ターン就職の推進でありますとか、日常生活に不便のない地域の形成、支えあいによる地域のつながりと



ということで、困ったことなどがあつた場合は、地域の住民同士が支え合い、助け合うことができる地域の形成を図り、住民同士の支え合いや助け合いだけでは対処できないようなケースにつきましては、しっかりと行政がサポートする態勢を整えてまいりたいと思います。

私たちができることとしましては、そこに書いてあるとおりで、主な担当課、関係課、それから主要な事業もそこへ記載しているとおりでございます。

それから、40ページになりますが、関連する市の計画としまして、そこに書いているとおりでございます。

それから、済みません、42ページになりますが、重点戦略2の2つ目の戦略プログラムとしまして、安心して出産・子育てができる環境創出プログラムとしまして、ここでは概要のところできしっかりと手を携えて、地域ぐるみで子育てを支えることによりまして、出産・子育てに理解のある生活環境や雇用環境を創出し、市内外の子育て世代に赤磐市で子供を産み育てたいという気持ちを抱いてもらえるような、子育て環境のよい赤磐市を地域全体でつくり上げていくことを目指しております。

目標指標としましては、「子育て支援のための総合窓口」の設置から合計特殊出生率までの4つを設定しております。

重点施策としましては、①番、出産・子育ての不安に対する情報・サービスの提供体制の整備ということで、総合的な情報提供と相談体制の充実により、安心して出産・子育てができる環境を整えてまいりたいと思います。それから、子育て支援のための総合窓口の設置も図ってまいりたいというふうに考えております。②番の子どものけが、病気等への対応としましては、24時間体制で行う電話健康相談事業の実施をしてまいりたいと思います。#8000番との連携をしてまいりたいと思います。それから、子育てサービス・保育サービスの充実におきましては、身近な場所での子育て支援の拠点化を進めることで、市内のどこに住んでいても子育て支援が受けられる体制の充実を図ってまいりたいと思います。それから、43ページの④番、地域ぐるみの子育て支援ということで、地域の子は地域で育てるということで、保健センター等を拠点にしまして、子育て支援に関する情報やサービスを提供する体制の充実を図り、地域ぐるみで親が抱える育児不安・育児負担によるストレスや悩みに対して支援することによりまして、親だけが育児を抱えこむことなく、親子が安心して健やかに子育てと生活が両立できる地域を目指してまいりたいと思います。⑤番、仕事と子育ての両立の支援ということで、働きながら子育てができる環境の整備についても推進してまいりたいと思います。

推進施策としましては、母と子の健康推進ということで、妊娠届け出時の面接を最初のかかわりとして、不安なく出産に臨めるように支援をしてまいりたいと思います。出産後は、こんにちは赤ちゃん訪問事業など、子育てに関する不安の軽減を図って、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいりたいと思います。そのほか親同士の交流促進や不妊・不育への支援もしてまいりたいと思います。

44ページでございますが、私たちができること、それから主な担当課、関係課、主要な事業、関連する市の計画について、記載をさせていただいております。

それから、46ページでございますが、重点戦略2の3つ目の戦略プログラムでございます。

子どもが健やかに育つ教育環境創出プログラム、こちらでは概要のところでございますが、子供が落ちついて学習でき、確かな学力の定着と豊かな心、たくましく生きる力を健やかに育んでいける教育環境を創出して、それから郷土に誇りと愛着を持って、未来に向かって限りない可能性を切り開いていける人材を育成できる学校、地域をつくり上げていきたいというふうに考えております。

目標指標としましては、「授業の内容がよくわかる」と答える児童・生徒の割合からヤングボランティア養成事業参加者数まで6つの指標を設定をしております。

重点施策としましては、学習環境の整備ということで、学習支援員や学校力向上アドバイザーの配置、大学生ボランティア等の人的支援によりまして、ケースに応じた指導環境を整えたり、②番の確かな学力の定着に向けた教育の充実ということで、教師の指導力向上に向けた研修を実施したり、わかる授業の実践を進めてまいりたいと思っております。それから、47ページの③番、郷土の魅力を認識できる教育活動の推進ということで、子供が郷土の魅力を認識して、郷土に誇りと愛着を持つことで将来郷土にとどまり、またはUターンにより帰郷して、地域の文化や産業を担う人材になってもらえるような、そういった教育も進めてまいりたいと思っております。④番、心身ともに健康な幼児、児童、生徒の育成、それから家庭・地域社会の教育力の充実ということで、⑤番のところでございますが、家庭教育支援チームの活動の強化とか、家庭教育講座の実施、それから学校支援地域本部事業の充実など、地域社会の教育力の向上を促進をして、地域ぐるみで子供を育てる環境の充実を図ってまいりたいと思います。

そのほか推進施策としましては、幼稚園教育の充実、保幼小中連携の推進、特別支援教育の充実、それから48ページになりますが、豊かな心の育成とふれあいのある教育の推進、こちらで命の教育の充実、それから食育の推進、郷土食や郷土料理等の食文化の継承を進めるといったことも進めていきたいと思っております。

それから、私たちができること、主な担当課、関係課、主要な事業、関連する市の計画は、そちらに記載をしておいでございます。

済みません、それから50ページをお願いいたします。

重点戦略の3つ目、多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創出ということの1つ目の戦略プログラムで、移住・定住が進むまちの創出プログラムを設定をしております。

概要のところでございますが、近年赤磐市では人口減少が進んでおりまして、このまま放置すれば、地域経済活力の減退やコミュニティの衰退等による市民生活の活力の低下を招き、このことがさらなる人口流出を引き起こすことにより、赤磐市の存続可能性はより深刻なものと

なることが懸念されますので、こういったプログラムの設定をして、赤磐市を魅力的な町にしていき、暮らしの場、働く場、生活を楽しむ場、子育てをする場として、豊かな暮らしを送ることのできる魅力的な町にしていき、赤磐市に住んでいない人には住んでみたいと思われ、赤磐市で生活している市民の方には住み続けたいと思われる、選ばれる町赤磐市の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

目標指標としましては、空き家情報バンク成約物件数から市街化区域内の未利用地の解消まで、4つの指標を設定しております。

重点施策としましては、①番、赤磐市の魅力発信の推進ということで、移住を検討している人に赤磐市を知ってもらい、移住先の候補として興味を持ってもらうために、豊かな自然と穏やかな気候風土、大規模災害の被災リスクが少ない環境に加えて、働く場もあり、適度な田舎暮らしと都市的な利便性のある暮らしの両方を選択できる赤磐市の魅力を広く伝えるために、インターネットを活用した情報発信のほか、シティープロモーション活動や移住相談会等、さまざまな機会を捉えて積極的な情報発信を図ってまいりたいと考えてございます。②番の移住・定住を支援する体制の充実としましては、移住希望者の相談にワンストップで対応できる総合的な移住、定住相談窓口体制を整備してまいるとともに、助成制度でありますとか、移住希望者の不安や懸念の解消を図ってまいりたいと思います。また、移住後の相談やフォローアップ体制も整備することで、安心して暮らすことのできる環境づくりを図ってまいりたいと思います。③番では、移住費用軽減施策の充実、新たな助成制度の導入なども考えてまいりたいと思っております。それから、51ページ④番ですが、移住・定住がかなう働く場の確保としまして、クラウドソーシング、それから地元雇用の確保、そういった雇用環境の確保も図ってまいりたいと思います。それから、就農希望者に対する住居や農地の確保、施設や農機具等の経営資産の導入、生産技術の取得等を総合的に支援するとともに、農業経営の発展段階に応じたきめ細やかな支援を行うことによりまして、農業経営により定住できる環境づくりも進めてまいりたいと思います。⑤番、魅力的な中心市街地の形成や、⑥番、移住希望者の大型住宅団地への受け入れの促進なども図ってまいりたいというふうに考えております。

推進施策としましては、障害者福祉の充実、災害に強い地域づくり、防災体制の強化、それから52ページでございますが、生活の安全確保対策、快適な生活環境の保全推進というものを設定しております。

私たちができること、それから53ページに参りますが、主な担当課、関係課、主要な事業、関連する市の計画を記載をさせていただいております。

それから、54ページでございますが、重点戦略3つ目の2つ目の戦略プログラム、支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム、こちらでは概要でございますが、地域に住む人が元気に生きがいを持って暮らし、人と人とのつながりが大切にされ、市民が主体の自立したまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

目標指標としましては、地域支えあいのための取り組みを行う新たな組織の数と「おかやま元気！集落」への登録集落数を設定しております。

重点施策としましては、市民が主体のまちづくりの推進ということで、まちづくりを担う人材の確保と市民主体による地域活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。②番の支えあいによる地域のつながり、再掲になりますが、こちらのほうも設定をしております。それから、③番、公共交通機関の整備・確保と利用促進ということでは、市内のバス路線におきましては、人口減少による利用者の減少が路線の廃止、縮小の大きな要因となっておりますので、地域住民等による公共交通機関の利用を促進をすることによりまして、地域の公共交通の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

55ページですが、推進施策としまして、人権尊重社会の形成、男女共同参画社会の形成、安心して利用できる道路等の整備を設定しております。

私たちができること、それから主な担当課、関係課、主要な事業、関連する市の計画はそちらに記載をさせていただいております。

それから、56ページでございますが、3つ目、重点戦略3の3つ目の戦略プログラムとしまして、高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラムを、こちらの概要でございますが、高齢者は豊富な経験と知識を生かして就労や社会貢献を行い、アクティブシニアとして地域を支えることが期待をされております。高齢者が生きがいを持って元気に暮らせる地域を目指して、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと思っております。

目標指標としましては、シルバー人材センターの会員数から認知症サポーター養成数までの5つの指標を設定しております。

重点施策としましては、高齢者の就労支援と社会参加への支援としまして、高齢者がアクティブシニアとして社会の中で役割を持って、地域を支える世代として生きがいを持って健やかに暮らせる地域の形成を図ってまいりたいと思っております。②番の生涯を通して健やかに暮らせる生活の資質の向上推進のところでは、高齢者が健康を維持し、できるだけ医療、介護を必要としない生活が送れるよう、健康教育や健康相談等の健康増進事業を通じた疾病予防、生活習慣の改善に関する知識の普及啓発に努め、自分の健康は自分で守るという意識の向上を図ってまいりたいと思っております。このことによりまして、高齢者になっても健康で質の高い生活を送ることができる環境の創出を目指していきたいと思っております。57ページ③番のところ、地域での支えあいということでございますが、赤磐市地域見守りネットワークや移動販売車による買い物支援を活用した見守りを行うほか、地域の住民同士が支え合うことのできるコミュニティづくりを推進してまいりたいと思っております。それから、④番の地域医療体制の整備では、地域に住む市民の人が適切な医療を受けられるように、医師会や市民と協力しながら、地域医療体制の充実を図ってまいりたいと思っております。⑤番、救急医療体制の充実強化では、救急隊と医療機関との連携を強化して、救急受け入れ体制の充実を図ってまいりたいと。

それから、58ページでございますが、推進施策としまして、生涯学習の推進、生涯スポーツの推進というのでも取り組んでまいりたいと思います。

私たちができること、主な担当課、関係する課、主要な事業、関連する市の計画について、そちらのほうに掲載をさせていただいております。

それから、59ページからは第5部ということで、これらの重点戦略を実効性をもって推進していくために、進め方でございますが、60ページのほうに基本計画の進め方としまして、第1節、情報公開・情報提供・情報共有化、それから市財政の健全化、行政組織の強化、公共施設の有効活用適正化、土地利用構想、それから61ページ、まちづくり構想、そういったものについても記載をさせていただいております。

素案の概略は以上でございますが、最初の1枚物の赤磐市総合計画素案についてに戻っていただきますと、今後のスケジュールでございますが、本日説明させていただいた後、あすとあさって、それぞれ厚生、産業建設の常任委員会でも説明をさせていただきました後、9月18日からパブリックコメントを10月9日まで実施させていただきたいと思っております。その後寄せられた意見を考慮の上、最終案を策定しまして審議会へかけて、再度10月の全常任委員会へ提出させていただいた後、12月の議会へ議案として提出をさせていただきたいというふうに考えてございます。

総合計画の素案については、以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 暫時休憩します。

午後1時33分 休憩

午後1時35分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

皆さんに今第2次赤磐市総合計画の素案が行きまして、執行部のほうから御意見がありましたら、よく読んでいただいて、説明受けましたように、意見記入用紙で素案に対しての意見を入れてくださいということで、そのようにさせていただいて結構でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、次に移りたいと思います。

他にありませんか。

はい、部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 済みません、長いこと申しわけないんですが、もう一つ。

赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（素案）及び赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の（素案）につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、平成26年11月28日のまち・ひと・しごと創生法、こちらの公布施行によります全国的な地方創生の流れを受けまして、赤磐市におきましても、人口減少問題に対応し、赤磐市の持続的な発展を図る地方創生に取り組むために、赤磐市まち・ひと・しごと創

生人口ビジョン及び赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとしたところで  
す。

1枚目の資料を見ていただきますと、策定の趣旨としまして、人口ビジョンにつきまして  
は、赤磐市が人口減少問題に対応して持続的に発展するために、赤磐市におけます人口の現状  
等を分析して、赤磐市が今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すことによりまし  
て、全ての市民と認識を共有して、赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と、この総  
合戦略に基づく取り組みが、より実効性のある形で展開をできることを目的に策定をするもの  
でございます。総合戦略のほうは、人口ビジョンで示しました赤磐市が今後目指すべき将来の  
方向と人口の将来展望を踏まえて、赤磐市が人口減少問題に対応して、持続的に発展するた  
めの道筋を示すために策定をするものでございます。

この人口ビジョンと総合戦略を策定するために、ことしの5月に市長をトップとするあかい  
わ創生推進本部を設置し、全庁的な検討を進めてまいりました。また、策定に当たりまして  
は、本年6月に産業、行政、学識、金融、労働、メディア、市民の各分野の有識者で構成をす  
るあかいわ創生有識者会議のほうを設置して、当有識者会議での御意見や御提案を伺ってき  
たところでございます。

赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの素案の説明についてでございますが、右肩に  
次に資料1というのがあると思うんですが、赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン素  
案、概要版をごらんいただけたらと思います。

本編のほうが非常にボリュームがふえますもので、またごらんいただきたいと思います。本  
日はこの概要版を使って、大まかな全体の輪郭を説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目ですが、赤磐市におきましては、平成18年以降人口減少が続いております。赤磐  
市全体の年齢の4区分別の人口の推移と将来推計を示しております。本年現在赤磐市は既に人  
口減少局面に入っております、平成27年の推計人口は4万2,475人で、2040年、平成52年  
には3万4,010人まで減少をすると、実に20%の人口減というような社人研による推計が  
出ております。

それから、1枚めくっていただいて、2ページでございますが、赤磐市全体の年齢4区分別  
人口の推移と将来推計、年齢階級別の割合でございますが、14歳以下の年少人口の比率のほう  
は近年下がり続けておりまして、平成7年には65歳以上の老年人口を下回ったところでござ  
います。65歳以上の老年人口につきましては、団塊世代の老年期入りを受けまして、平成27年  
に大幅に増加したところでございます。今後は75歳以上の後期高齢者が、65歳から74歳の比率を  
上回って増加を続けていくものと思われま。現状のまま何ら対策が講じられませんと、少  
子・高齢化を伴う人口減少は避けられないような状態になってございます。

それから、自然増減と社会増減の推移、2ページの下のところからになりますが、まず2ペ  
ージの出生、死亡、転入、転出の推移でございますが、自然増減は、1990年代初期までは出生

数が死亡数を上回り、プラスが続いておりましたが、近年は出生数の緩やかな減少傾向と死亡数の緩やかな増加傾向が続いておりました、自然増減はマイナスが続いております。社会増減のほうは、大型住宅団地への転入等が下支えして、おおむね転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いております。しかし、平成18年以降につきましては、自然減の数を社会増で補うことができなくなっておりまして、人口減少の局面に入っております。

それから、3ページでございますが、自然減につきまして、次の3点を背景とする合計特殊出生率の低下が主な要因であると考えております。

まず3ページの上、晩婚化の進行ということで、岡山県の初婚年齢の推移を見ますと、全国的には初婚年齢の低さでおおむね10位以内を維持しておりますので、早婚県であると言えますのですが、それでも年々晩婚化のほうが進んでおります。

それから、3ページの下、非婚化の進行ということで、岡山県の生涯未婚率のほうは、こちらは男女とも全国平均に比べますと低い数値ではありますが、男性の場合でも5人に1人、女性の場合は10人に1人が生涯独身という状況が目前に迫ってきているような状況です。

それから、4ページ、晩産化の進行ということで、晩婚化の進行の影響もありまして、母親の出産年齢が高くなるという晩産化の進行が顕著となってきております。

それから、5ページになりますが、合計特殊出生率ということで、赤磐市では平成19年、2007年まで低下傾向が続いておりましたが、2008年以降は上昇と低下を繰り返しながらも、回復の兆しを見せてきておりまして、直近平成24年では1.55と県の平均を上回っている状況です。しかし、全国の上位県と比べますと、依然として低い水準にありますことから、晩婚化、非婚化などに対する取り組みをやっていく必要があるというふうに考えております。

それから、6ページを見ていただきますと、赤磐市の社会増減、人口移動の特徴について記載をさせていただいております。

人口移動年齢階級別ということでございますが、真ん中のゼロのラインより下、10歳から19歳、それから20歳から29歳、この若年層の転出超過はこの2層だけですが顕著になっております。これは、大学や就職に伴う転出が多いものと推察をされてるところです。それから、30歳から39歳、ゼロ歳から9歳の転入、ゼロから上のところですが、こちらは転入が目立っております。これは、子供を持つ世帯が大型住宅団地などにマイホームを購入して、赤磐市に移り住むようなケースが多いのではないかと推察しております。

それから、7ページ、人口移動地域別の状況です。

赤磐市の転入状況を見ますと、岡山県内からの転入が多くを占めております。年齢階級別の人口移動と合わせて考えますと、勤務地は県内の他市町で、住む場所として赤磐市を選択したケースが多いのではないかと推測しております。転出状況を見ますと、東京都、大阪府等大都市への転出が多く見られる状況です。

それから、8ページ、若年層の転出先としまして、10歳から19歳、上の表ですが、転出状況

を見ますと、岡山県内の他市町村のほか、関東圏、関西圏への転出も一定数見られます。いずれも進学や就職に伴う転出が多いと考えております。それから、下の表、20歳から29歳の転出状況ですが、傾向は10歳から19歳と同様でございますが、本格的な就職の年代でありますことから、その数のほうのボリュームは大きくなっております。

赤磐市の社会増を今後図っていくためには、子育て世帯の転入のさらなる促進を図るとともに、若者の地域への定着、Uターンなどによる若者の呼び戻しが必要であると考えてございます。

それから、9ページでございます。

人口の変化が地域の将来に与える影響としまして、何ら対策を講じられず、現状のままで少子・高齢化を伴う人口減少が進行した場合、地域住民の生活に、次のような影響があるというふうに考えております。産業への影響、市民生活への影響、行政運営への影響、これらのことがさらなる人口流出を招くことで、負のスパイラル、いわゆる悪循環の連鎖に陥る可能性が高くなり、最終的には赤磐市の存続も危ぶまれるということになってまいります。こうしたことから人口減少問題に対しましては、早期の対策が必要であるというふうに考えております。

それから、目指すべき将来の方向性として、9ページの下段のところですが、人口の現状分析などを踏まえまして、赤磐市が持続的に発展できるよう、次のとおり目指すべき将来の方向性を示しております。若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望を実現するということが、それから市内での就職や市内への移住・定住がかなう、安心して住み続けられる赤磐市にするということ、それから将来的に人口減少が見込まれる地域にあっても、拠点的地域において生活機能を確保し、地域活力を維持するということが、これらを並行して進めていくことが必要であるというふう考えております。

10ページになりますが、長期的な目標として、目指すべき将来の方向で、掲げた施策を着実に実施することで、長期的に、100年以上先なんですけど、2140年で3万人程度を維持していくような、安定的に推移するような、そのパターンを1から4まで掲載をしておりますが、赤いグラフを目指してまいりたいというふうには考えております。桃色のグラフが点線になっておりますが、一番ひどい話で、社人研に推計で1.41というのが出ておりましたが、総合計画で先ほど説明しました目標の合計特殊出生率1.61を達成した後、さらにその後は合計特殊出生率1.41まで落ち込んでいくような場合には、125年後にはそういった非常に少ない人口に、8,000人ほどになってしまうと。それから、その上の黄色は、赤磐市の総合計画で目標としております10年後の合計特殊出生率1.61をこれを維持していても、黄色のグラフということで減少は避けられません。それから、1.61を10年後に達成した後は、岡山県の人口ビジョンで設定をしております2030年1.8、2040年2.07。2.07が人口が維持する出生率になりますが、そこまで回復した場合でも、緑色のグラフ、それからそれに社会増によりプラスを、下の棒グラフで紫色のが出ておると思うんですが、社会増をそれだけ加えていった場合に、3万人以上



を維持していけるようなことを推計として設定をしております。この4パターンを目指してまいりたいというふうに考えております。

人口ビジョンにつきましては以上でございますが、続きまして総合戦略のほうの説明をさせていただきますと思います。

1枚物の資料2というのをごらんいただきたいと思います。

赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）というのがあると思います。

先ほどの人口ビジョンを受けまして、総合戦略では、ひとの創生、それからしごとの創生、まちの創生という3つの視点によりまして、人口減少問題に取り組んでいくこととしております。この3つの創生につきましては、それぞれが独立したものではなく、図のように全てが関連してつながった取り組みを進めてまいります。この戦略では、赤磐市を暮らしの場、働く場、生活を楽しむ場、そして何より子育てをする場として、魅力的な町にすることによりまして、住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思われ、選ばれる町にすることを目指してございまして、そこでこの総合戦略にキャッチフレーズとしまして、「子育てするなら赤磐市」を目指してというものをつけております。総合戦略につきましては、5年間の計画でありまして、赤磐市が人口減少問題に対応して、持続的な発展が遂げられるよう、第2次の赤磐市総合計画、先ほど説明させていただきましたが、そのうち、今後5年間で、より優先的、重点的に取り組んでいく施策をこちらに盛り込んでございます。

施策の内容としましては、柱立てをひとの創生としまして、安心して家庭を築ける環境創出プログラム、安心して出産・子育てができる環境創出プログラム、子供が健やかに育つ教育環境創出プログラムを設定しております。

それから、しごとの創生としましては、企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラム、商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラム、強い農業の確立プログラムの3つを設定しております。

それから、まちの創生としましては、移住・定住が進むまち創出プログラム、支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム、高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラムを設定をしております、それぞれの施策は総合計画の中から、特に後5年間で重点的に取り組んでいくものを設定しております。

それから、資料3は人口ビジョンの全体版なので、また後ほどごらんいただくとしまして、資料4の赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

基本的な考え方というのを書いておりますが、先ほど申し上げました総合戦略に関する基本的な考え方の記載をさせていただいております。

それから、2ページでは、先ほど申し上げました3つの基本的な視点、ひと、しごと、まち

の創生、それから赤磐市の発展可能性としまして、赤磐市が持続的な発展を図っていくために、有効に利活用すべき資源や優位性、それから克服すべき弱みについて記載をさせていただいております。

それから、3ページと4ページでは、2ページにあります基本的な視点と赤磐市の発展可能性を踏まえまして、3つの重点戦略と各重点戦略における目標のほうを掲げさせていただいております。重点戦略1では、平成31年度末時点の合計特殊出生率を1.58、それから重点戦略2では、27年度から31年度までの5年間の社会増を500人、それから4ページになりますが、重点戦略3では、地域の支えのための取り組みを行う新たな組織を10組織といったものを記載をさせていただいております。

ここで、先ほどの総合計画と重点戦略の順番が変わっております。

子育てするなら赤磐市というのを実現していくために、ひとの創生に関する重点戦略であります、安心して子育てができ、次代をに担うひとが育つまちを創るというのを最初の重点戦略とさせていただいております、続いてしごとの創生に関する重点戦略として、経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る、それからまちの創生に関する重点戦略としまして、4ページですが、多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創るを設定しております。

それから、6ページからの講ずべき対策のところですが、重点戦略のほうを効果的、効率的に達成して、子育てするなら赤磐市の実現を図るための柱となる対策として、重点戦略ごとに3つの戦略プログラムを定めておまして、各戦略プログラムに、重要業績評価指標、KPIという目標を設定をしております。こちらにつきましては、先ほどの総合計画で設定しておる目標指標と同じにさせていただいております。

それから、先ほどの第2次赤磐市総合計画に記載をしておりました施策のうちから、今後5年間でより優先的、重点的に取り組んでいくものを、重点施策としまして設定をしております。重点施策の内容につきましては、先ほど総合計画の素案において、説明をさせていただいたとおりですので、ここでは説明のほうは割愛をさせていただきます。

6ページの安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創るの戦略プログラムの1番、安心して家庭を築ける環境創出プログラムでは、重点施策は、若者の経済的安定、それから7ページ、多様な働き方の提案、世帯のニーズに対応した住宅助成の充実、結婚に結びつく支援の推進というものを設定しております。

それから、8ページでございますが、2つ目、安心して出産・子育てができる環境創出プログラムでは、重点施策としましては、出産・子育ての不安に対する情報・サービスの提供体制の整備、子供のけが、病気等への対応、それから9ページの子育てサービス・保育サービスの充実、地域ぐるみの子育て支援、地域の子は地域で育てる、それから仕事と子育ての両立支援という施策を設定しております。

それから、10ページからですが、3つ目の戦略プログラム、子供が健やかに育つ教育環境創出プログラムでは、重点施策としまして、学習環境の整備、確かな学力の定着に向けた教育の充実、郷土の魅力を認識できる教育活動の推進、心身ともに健康な幼児、児童、生徒の育成、それから12ページへ参りまして、家庭地域社会の教育力の充実、幼稚園教育の充実、保幼小中連携の推進を設定しております。

14ページへ参りまして、2つ目の重点戦略、経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創るの1つ目の戦略プログラム、企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラムにおきましては、重点施策としましては、新たな企業用地の確保、規制の見直しによる企業誘致の促進、積極的な企業誘致の展開、魅力的な企業の誘致促進、新規立地企業の人材確保支援、それから16ページに参りまして、地域の若者の定着、U I J ターン就職の推進、すぐれた創業環境の情報発信、広域交通網基盤の整備促進、誘致した企業への支援を設定しております。

18ページでは、重点戦略2の2つ目の戦略プログラム、商工業・観光振興による賑わいと活力創出プログラムの重点施策としまして、産業振興人材の育成、交流・連携等による地域産業の活性化、創業のための包括的支援、周遊・滞在できる観光ルート形成、シティプロモーションの推進、観光受入体制の整備を設定しております。

それから、20ページになりますが、重点戦略2の3つ目の戦略プログラム、強い農業の確立プログラムでは、重点施策としまして、経営感覚を持った農業経営者の育成、農産物の高付加価値化・地域ブランド化の推進、6次産業化・次世代農業の推進、担い手への農地集積と生産基盤の整備、多面的機能の発揮を設定しております。

それから、22ページでは、3つ目の重点戦略、多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創るの戦略プログラムの1としてまして、移住・定住が進むまち創出プログラム、こちらの重点施策としまして、赤磐市の魅力発信の推進、移住・定住を支援する態勢の充実、移住費用軽減施策の充実、移住・定住がかなう働く場の確保、魅力的な中心市街地の形成、移住希望者の大型住宅団地への受け入れ促進を設定しております。

それから、24ページでは、重点戦略の3の2つ目の戦略プログラムとしまして、支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラムとしまして、重点施策として、市民が主体のまちづくりの推進、支えあいによる地域のつながり、公共交通機関の整備・確保と利用促進、男女共同参画社会の形成、安心して利用できる道路等の整備を設定しております。

それから、26ページでは、重点戦略3の3つ目の戦略プログラムとしまして、高齢者が生きがいを持ち元気に暮らせる地域創出プログラムとして、重点施策としまして、高齢者の就労支援と社会参加への支援、生涯を通して健やかに暮らせる生活の資質の向上推進、地域での支えあい、28ページで地域医療体制の整備と救急医療体制の充実強化を設定しております。

それから、29ページは、この総合戦略の実効性を高めるために必要なことを記載しております。各重点施策の取り組みに合わせて、これらにつきましても取り組むことによりまして、

地方創生のほうを進めてまいりたいと思います。

それから、29ページの5番、PDCAサイクルの推進ということで、この戦略につきましては、点検、見直しをし、全体を回していきたいと思っております。

30ページは、そのイメージの図でございます。

済みません、最初の資料に戻っていただきたいんですが、3番のあかいわ有識者会議の開催状況ということで、これまで2回有識者会議のほうを開催して、いろいろ御意見をいただいております。4番の今後のスケジュールでございますが、パブリックコメントの実施ということで、本日説明させていただき、あす、あさっては厚生、産建の常任委員会へ御報告させていただいた後、9月18日から10月9日までパブリックコメントのほうを実施したいと考えております。それから、寄せられた意見等を考慮の上、最終案を決定して、その後有識者会議を開催して最終案の報告、それを受けまして10月の全常任委員会のほうへ説明をさせていただきたいと思っております。策定（予定）で10月30日と書いておりますが、国の上乘せ交付金を取りに行く関係で、この日が最終期限となっておりますので、ここまでに策定をしたいというふうに考えております。

それから、先ほど総合計画のところでもありました、1枚物の御意見をいただく用紙を人口ビジョンと総合戦略の素案それぞれにつきましてまた用紙を入れておりますので、これにつきましても、また委員の皆様御意見をいただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上です。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 今総合政策部のほうから赤磐市総合計画素案及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョン素案、それから同じくまち・ひと・しごと創生総合戦略の素案、これを説明させていただきました。ボリュームも大きくあったと思います。この当面の赤磐市の方向性として、確実に進めていくことが求められます。そのために、この10月から総合政策部にまち・ひと・しごと創生課という名前の課を新設して、このまち・ひと・しごと創生課がこの地方創生の総括として役割を担いまして、全部署が一丸となって各施策を達成するよう取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 15分まで休憩とします。

午後2時4分 休憩

午後2時15分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

次に。

○財政課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、藤原課長。

○財政課長（藤原義昭君） 財務部の資料をごらんください。

資料の2ページからになります。

財政健全化アクションプランにつきましては、平成26年2月に作成し、進めているところです。平成26年度の進捗状況を取りまとめたものがこの表となります。

各事業の上段が計画の効果額、下段が平成26年度実績額、平成27年以降の見込み額となります。また、中央にあります実施開始年度に変更があるものは、下段に記入をしております。緑色が計画に対して効果にプラスが生じたもの、黄色が計画に対して効果にマイナスが生じたものとなっております。何もつけてない項目は当初の予定どおりということで御理解いただければと思います。

7ページの中ほど、一番最後のページとなります。

こちらの中央の計を見ていただき、平成26年度上段の網かけ部分が計画額となっております。2億8,163万円、下段の緑色が実績額4億3,064万2,000円となっております。平成27年度、平成28年度は、それぞれ見込み額を記入しております。これからも順次検証をまいります。

財政課からはアクションプランの進捗状況について説明させていただきました。

○教育総務課長（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） 教育委員会からは、教育委員会の事務点検評価書について報告をさせていただきます。

委員の皆様には、お手元に別冊で評価書を用意しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

この教育委員会の事務点検評価書につきましては、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検評価を行いまして、評価書を作成しているものでございます。

今回平成26年度の事業につきまして自己評価を行い、外部の評価委員さんからもいただいた意見と合わせて冊子としてまとめております。これから市民の皆様にもホームページでお知らせする予定でございます。委員の皆様にも御一読をいただきたく、本日お配りをさせていただいております。御報告をさせていただきます。

評価書については以上でございます。

続いて、教育委員会の資料の3ページをお願いいたします。

財産の交換ということでございまして、図のほうをごらんいただきたいと思っております。

図の赤で囲んだ部分、これが桜が丘西地区の幼稚園用地2カ所になります。将来幼稚園を建設する見込みのない土地でございます。これらと図の緑で囲んだ部分、桜が丘のいきいき交流

センターの南側、大和ハウス所有の土地でございますが、これと等価交換するという考えが都市計画課のほうでございまして、今後町内会並びに大和ハウスと協議を進めていくという計画がございまして。今回関係の委員会へそれぞれお知らせするものでございます。

以上です。

○学校教育課長（石原順子君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） では、続きまして4ページです。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果公表について御報告いたします。

資料は4ページから7ページとなっております。

まず、4ページをごらんください。

これは、岡山県教育委員会が公表した市町村別の状況です。

縦に市町村名、それから横に小学校、中学校の順に、各調査の国語A、国語B、算数、数学A、B、理科と並んでおります。それぞれの平均正答率を示しております。表でいいますと、12番が赤磐市になります。

小学校においては、全ての教科で県の平均正答率を下回っております。一方中学校では、国語Aを除く4教科で県平均を上回りました。

7ページを見ていただけたらと思います。

これは、補足の資料になります。

同一児童・生徒の成績の変化を示したものが、この7ページの図になります。上段が小学校、学力調査を受けた小学校6年生が5年生のときに受けた調査と比べた数値となっております。全国正答率との差でいえば、いずれもマイナスとなっておりますが、国語のB問題や算数A、Bともに伸びが見られ、各校の取り組みの成果があらわれていると考えております。例えば算数でいいますと、平均正答率A問題は全国と赤磐市の平均でいいますと、学力定着確かめでは、マイナス8.2ポイントでしたが、この4月の全国学力調査では、マイナス3.7ポイントと、マイナスではあるのですが、やや全国平均に近づいているということです。

中学校におきましては、中学校1年生の入学時に実施した岡山県学力調査と比較をした図がその下の段にあります赤磐市中学校の図となっております。全ての教科において、1ポイントから5ポイントの伸びが見られて、中学校の取り組みの成果も見られるという表となっております。

では、ページが戻ります。5ページ、6ページを見ていただけたらと思います。

これは、学習状況についてのグラフです。

左側が小学校6年生、右側のページが中学校3年生です。同じ質問番号のグラフを並べております。質問番号12は、平日に携帯電話やスマートフォンを使う時間を示したものです。左側の小学生がややスマートフォン、携帯電話を使う時間が長く、逆に右側の中学校3年生におい

ては、少し改善が見られるというグラフになっております。

また、下の段、質問番号41、授業の始めに目標が示されていたと思いますか、質問番号42、授業の最後に学習内容をふりかえる活動をよく行っていたと思いますかという設問につきましては、いずれも当てはまるという回答が、小学校、中学校とも高い割合となっております。これは、小中学校において日々の授業改善がある程度成果として見られているのではないかと考えております。

まだ分析の途中ではありますが、これらの結果から、小中学校における授業改善は進んできたものの、学んだことを確実に定着させるという基礎、基本の徹底に課題があると考えております。さらに補充学習の徹底とともに、家庭と連携した生活習慣、学習習慣の改善に努めてまいります。

以上です。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは、スポーツ振興課から、グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の選定について、御説明させていただきます。

お手元の教育委員会資料8ページをお願いいたします。

赤磐市グラウンド・ゴルフ場は、平成19年度にオープンし、コース管理などをシルバー人材センターへ委託し、直営で運営しておりましたが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、シルバー人材センターを指定管理者として現在運営を行っております。

資料の利用状況をごらんいただけたらと思いますが、指定管理初年度の平成25年度は、天候の関係もあり、若干利用ニーズが落ち込みましたが、2年目の平成26年度は、市直営の平成24年度に対して、約11%まで利用者のほうを伸ばしました。また、市内外の利用者から、非常にすばらしい施設ですねと好評のお声かけをたくさんいただいている状況であります。また、本年度につきましても、現在まで順調に運営のほうが行われておりまして、年度末に指定管理期間が満了いたしますが、次期の管理者選定に当たり、一般事業者の参入は、事業規模から少ないというような見込みもあり、非公募によりシルバー人材センター様に引き続き、現在と同じく指定管理料ゼロ円、指定管理期間3年間で現状と同じ内容で更新をしたいというふうに考えております。

○委員長（北川勝義君） 何ぼ何ぼじゃ言うたんかな、指定管理料としては。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） ゼロ円です。

○委員長（北川勝義君） 何年言うたかな。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 3年間です。

もう一件追加で御報告のほうをさせていただきます。

先月吉井B&G海洋センターの指定管理者制度の導入について説明をいたしましたが、8月

28日にホームページにより公募のほうを開始し、9月10日に公募説明会を開催いたしました。  
5団体が説明会のほうへ御参加をいただいた状況です。

なお、仁堀中の多目的広場の取り扱いについて御意見をいただきましたが、地元の関係者と聞き取り調整をさせていただき、長きにわたり地元地域の方々が管理と合わせて御利用をされている実態の中で、引き続き現状の管理利用に対して、そのままという強い要望がありますので、地域活動のほうに配慮いたしまして、今回の管理業務から外して公募のほうを行わせていただきましたので、御報告のほうをさせていただきます。

以上、スポーツ振興課から御報告をさせていただきました。

○委員長（北川勝義君） 何社公募が来ると言うたんかな。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 5団体です。

○委員長（北川勝義君） 5団体か、5段階じゃねえ、5団体。説明が5段階、5団体じゃな。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 済みません、5団体です。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 1個だけ質問があって、グラウンド・ゴルフ場なんじゃけど、非公開ですというものそれもええんじゃけど、3年間じゃけど、3年間の意図というのは何かな。最初じゃけえ、そんな感じじゃったんかな。もしするんじゃったら、ほかが5年とかでしていきょうるわけじゃろ、5年のほうがええんじゃねんかなと思うたり。最初のときじゃけえ、3年で合わせてどうのこうのという話じゃったと思うたんじゃ。長えほうがええんじゃねんかなと、どんなんですか、それは。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 初年度は3年間ということで、この28年度の3月31日を迎えることになります。ただ、シルバーさんにお世話になっておりますが、利用者の数というのも若干流動性とかそういうようなものもあるかと思えます。で、ようなこともありまして、3年間ということで次回も引き続きお願いしたいという思いであります。

なお、ふれあい公園のほうは5年間、それから今回手続を進めてさせていただいております  
B&G海洋センターは3年間ということで……。

○委員長（北川勝義君） それは、合わすためじゃろう。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） はい。

○委員長（北川勝義君） じゃから、違う違う。要するにB&Gも山陽と同じになっとったら5年間いくわけじゃろう。次は5年間じゃろう、違うん。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） また先の話は現在のところは……。

○委員長（北川勝義君） いやいや、じゃから何を言ようというたら、ほかのところは5年



していきようるから、原則で行くんじゃったら、初めてが3年じゃったんじゃけど、5年でもええんじゃねんかなと。それで、シルバーのほうは3年がええ言ようるんかな。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） シルバーさんのほうは、5年とか3年とか、余りそこの年数のところの御希望のことは、長いほうが多分いいんだろうとは思いますが。

○委員長（北川勝義君） やりやすいかなと思うて、今思うたんが。まあ、よろしいわ。佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 僕もグラウンド・ゴルフに関してなんですが、前から何度かこれは申し上げてることなんですけども、グラウンド・ゴルフっていうのは、造成というか、つくるときに何か補助金か交付金か何か受けてやってるやつで、これを例えば赤磐市から直営を外してしまったら、何か問題が残るんでしたっけ、これ。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 特にそういった売却とかそういうような意味のことも含められてでしょうか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ごめんなさい、僕はちょっと行政言葉というか、言葉がぱっと出てこないものですから、要するにこういった施設をつくる際に、国なり何なりお金を借りてつくって、ある一定期間その目的を用途を変えた場合、お金を国のほうに返さなきゃいけないとか……。

○委員長（北川勝義君） 補助金適正化法のこと。

○副委員長（佐々木雄司君） ごめんなさい、それです、補助金適正化法です。その関係とか絡みがこれはあるんですか。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それはありません。

○副委員長（佐々木雄司君） ないんですね。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） であれば、補助金ゼロ円で、前から僕もずっと指摘をさせてもらってるんですが、経営的には黒字ですよ、黒字じゃないですか。であれば、目的を変えないグラウンド・ゴルフを継続してやってもらうんだっていうことで、シルバー人材センターさんにお譲りしてもいいんじゃないんですか。その選択はないんですか。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 今佐々木委員さんからの売却とかという  
ような方向の話じゃないかなと思ったんですが、現在の事業規模からいいますと、黒字という  
ものが30万円、40万円というレベルの辺です。そういったものを考えると、管理、運営と合わ  
せてやっていただける、買っていただけるとかというようなところはないんじゃないかなとい  
うふうな思いを持っております。

○委員長（北川勝義君） 前田課長、今言よんのは、僕も佐々木委員と同じ考えで、僕は何で  
も売れという性格で、買えというのもじゃけど、必要がのうてほかがしてくれるんじゃない  
ら、民間に委託して社協に持っていか、シルバーに持っていかいろいろ事業をやりよ  
うりますが、それと同じで、やってもらうんだったら、独立採算ができていくんじゃない  
きゃあえんじゃないねん。そしたら、社協というのは特殊団体だから、シルバーやこうじゃたら  
税金が課税できんかもしれんけど、一般企業に売ってもええんじゃないけど。こういった耐用年  
数、補助金の適正化法があるんじゃないから、その用途で使わにゃあえんし、売却するとい  
うことはできんので、そこのところはびちつと言わにゃあえんと思うんじゃ。

それともう一個は、やる目的がグラウンド・ゴルフ場をやるということで補助金をもろうと  
んで、それは自治体の赤磐市がやるということでたまたまとして、それが指定管理制度が  
きたんで持っていったらというこっちゃから、指定管理してもらやあええと思うんじゃけど、  
またもし売ったところが勝手に補助金の適正化法が残ったときに、僕が買うたします、シ  
ルバーでも。これはもう年間30万円しかもうからんけえ、ちょっと違うもんをしょうやとい  
うことになったときに、大変なことになるんで、それはできんと思う。そこのところを明確に  
言っただけならあえん。指定管理がどういう意味でやったというのを言わにゃあ。前に指定  
管理をやったときには、教育委員会の人が行って人件費が要って、人件費で相当な赤字が出  
たんが行かんようになって、シルバーの方も人件費を全部取りようたら大変な赤字が出て  
くると思う。シルバーの人件費が少のうて、あそこで野菜も売らせてくれえとかいろいろなこ  
とをやったから、そこのところをもうちょい指定管理したときのいきさつというのをちょっと  
説明すべきじゃねえかと思うんじゃけどな。

○副委員長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 今委員長のほうが逆に説明して下さったので、それでいい  
です。

問題がないのであれば、そういう何でもかんでも指定管理というようなものではなくて、売  
却ができるのであれば、売却の方針に進めてもいい問題じゃないかなと思って、その確認  
をお尋ねをただけですから、そうすることで問題があるというか、いろいろ困難なものがある  
のであれば、それはできない理由になると思いますから、それで結構です、大丈夫です。

○委員長（北川勝義君） それから、もう一点聞かせとって。

財産の交換の分。3ページの大和ハウス所有のところで、これをうちの赤磐市がもらうんじゃないやろう、約二、三千、4,000平米ほどか。4,000平米をもらって、それで今度は、ええんか、大体同じぐれえか、等価交換ぐれえか、市有地の。これは大和から言うてきたんかな、赤磐市が言よんかな。何で、何をするつもりで、赤磐市はそこを持って何をするん。

藤井課長、何するん。

○教育総務課長（藤井和彦君） はい。

○委員長（北川勝義君） 藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） これについては、等価交換で交換できるように面積を計算しておりまして、目的といたしましては、今聞いておりますのがいきいき交流センターの駐車場でありましたり、桜が丘の東西のまつりのイベント広場として活用したいと、そのような考えがあるということでございます。

○委員長（北川勝義君） いやいや、じゃからうちのほうが、赤磐市のほうが大和さんに交換してくれえ言うたんかというて聞きようるん。大和さんが交換してくれえ言うたんかどっちですかというて聞きようる。どうしたんなあ、おめえ。

内田副市長。

○副市長（内田慶史君） 先ほど課長が申しましたように、桜が丘のイベント会場……。

○委員長（北川勝義君） じゃあから、どっちが言よんじゃ言よんじゃけん。

○副市長（内田慶史君） 赤磐市のほうからです、もちろん。

○委員長（北川勝義君） 赤磐市からじゃな。

それで、ちょっと僕は要らんことを言うんじゃないけど、僕はさっき佐々木委員が言われたことに関心があるというのは、売れんもんまで売れというんじゃないやねんじゃけど、売れるもんは、必要ねえというんか、民間でもやっていけるようになったもんは、何ぼかでも歳入にかえて、違ふときの要るところに必要なところへ集中投下して買やあええと思うとんで。今思つて、等価交換をせにゃあおえんけえ、こういうことになつとんかもしれんけど、緑のこっち側、こうなつたところの、これはどこの土地で、赤磐市かな。

違ふ違ふ、ここで。緑のこっち側で、緑の外側。緑の外側はどこの。この下で。ここはもう建つとん、オグラさんが。その緑の下のところはオグラさんのところかな。これは写真が古いんじゃないや、これを出しとんが。

駐車場で僕はええと思うんじゃないけど、ここはこれでええんじゃ、等価交換してもらやあええんじゃけど、赤磐市が出す1と2は、幼稚園がせんのにゃつたら、大和に売つてあげりやあええんじゃねん。売つてあげりやあというたら言い方悪いけど、大和から寄附してもらつとるもんであろうと、大和はこねえな切り方せんでも、全部買うたほうがええんじゃねんかな。どんなんで。

○副市長（内田慶史君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい。

○副市長（内田慶史君） 今現実的には町内会のほうが駐車場として利用しておりますので、大和さんに売るということは……。

○委員（松田 勲君） サッカー場で使よう。2もサッカー場で使ようしな。

○委員長（北川勝義君） 2はわかるような気がするな。

○委員（松田 勲君） 1も保育園と隣り合わせて駐車場として使よう。

○委員長（北川勝義君） 保育園の駐車場で使ようるんじゃったら、使ようるて言うてもらわにゃおえんし、皆さんのところで駐車場で使われたらたまったもんじゃねえからな。わかるように言うてもらわんと、2番目は今松田さんが言われたサッカー場ので使わせてもらようるんじゃというように、そういうふうに言うてもらわにゃあわからんが。皆さんが使うようるけえ、駐車場じゃというたら、来た者が勝手に使う、そねえな話じゃねえから。ほんなら、これはこれ以上は売らんというこっちゃな。

○副市長（内田慶史君） そうです。

○委員長（北川勝義君） 大和がまた売ってくれ、交換してくれというても、これはおえんというわけじゃな。

○副市長（内田慶史君） 6丁目は町内会の駐車場として使用しようりますし、8丁目のほうは今の広場のサッカーをするときの……。

○委員長（北川勝義君） 8丁目。

○委員（松田 勲君） 2のところ。

○委員長（北川勝義君） ああ、2が8丁目ね。じゃあから、駐車場じゃったら、そうしとかなんだら、わからんなるような気がして。

○副市長（内田慶史君） それから、保育園の……。

○委員長（北川勝義君） わかりました、1が保育園じゃな。

○副委員長（佐々木雄司君） 所有者は何なんですか。

○委員長（北川勝義君） 赤磐市。

○副委員長（佐々木雄司君） 赤磐市なん、1も2も。

○委員長（北川勝義君） ほんなら、もうこれ以上は売らんというこっちゃな。交換してくれえいうて変な話じゃけど。

○副市長（内田慶史君） そういう方針ですけど、今後また町内会との調整がありますので、よく協議してまいります。

○委員長（北川勝義君） 保育所の駐車場じゃろう。松田さん、サッカーのことやこう、サッカー場の新しいのつくってあげりゃあええんじゃがな。

はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ごめんなさい、新しく替え地としてしていただくところなんで

すけども、これからまだ何に使うのかということは、もうちょっと検討されるんですよね、市の土地は市民みんなが、吉井の方も熊山の方もどこの地域の方も等しく利便性よく楽しく使っただけ、そういう場所にしなければいけないんですよね。でも、今おっしゃられた内容によりましたら、桜が丘のお祭りのスペースに使うんだみたいなことを言われると、ちょっと言い直していただかなきゃ、そういう言い方はやめていただいて、もうちょっと市民のみんなが使えるように。

○副市長（内田慶史君） サブの駐車場としても利用しますんで、皆さんが御利用できると思います。

○副委員長（佐々木雄司君） そうでしょう。いいです、それならいいです。

○委員長（北川勝義君） わかるんじゃないけどな、ここだけじゃあというたら、言われるがな。

それで、これはもうちょっとええあれを出さなきゃあおえんで、新しいのを。わしゃあ、ここがあるけえここまで買やあというたら、オグラ君怒らあな、うちの建物を買うてと言やあ。あるんじゃないたら。

大和ハウスは、せえでもすげえな。こっちを処理してくれりゃあええのにな、前のほうを。要らんこっちゃけど。

執行部のほうはありますか。

委員の皆さんはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで終わりたいと思います。

以上をもちまして総務文教常任委員会を閉会といたします。

閉会に当たりまして、杉山教育長より御挨拶いただきたいと思います。

○教育長（杉山高志君） 本日は大変お忙しい中、慎重に御審議をいただき、また各部署の事業の進捗状況を御協議いただきまして、本当にありがとうございました。私たちももっと本当にわかりやすい説明に努めてまいります。どうもありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） これで本日の委員会を閉会といたします。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきます。

皆さん本日は大変御苦勞さまでした。

午後2時42分 閉会